

## 倭京から藤原京へ

— 律令国家と都城制 —

仁藤 敦史

はじめに

- 一 研究史の整理と問題の所在
- 二 構成要素の分析
- 三 倭京から藤原京への展開  
おわりに

## 論文要旨

都城は、皇帝（天皇）の専制を実現するための施設であり、国家の権力機構のあり方を、防備的施設のなかに、固有の形をとって表現したものにはかならず、都城の形成と古代国家の成立は相即的な関係にあると考えられる。通説によれば、持統八年（六九四）の藤原京への遷都によりわが国では中国的な都城がはじめて成立したとされ、藤原京の条坊復原については、現在のところ岸俊男氏の見解が通説となっている。京内については、発掘調査によってほぼその妥当性が確かめられつつあるが、宮域内先行条坊道路や京外条坊道路の発見は、新たな問題を提起し、通説よりも大きな条坊京域を想定する「大藤原京」という仮説も提示されている。こうした新たな発掘成果をふまえた都城制成立過程の分析が現段階では求められている。

本稿では、都城制の成立要件である京職・条坊施行・東西市・京内寺院・皇子宮などの視角から分析をおこない、倭京から新城・新益京を経て、藤原京に

いたる変遷を、古代国家の成立過程と密接な連関を有するものとして論じた。倭京的な宮都は、大和王権が大王と王族・豪族との人格的な関係を基礎とするのに対応し、大王宮の周辺に皇子宮や豪族の居宅が散在する景観を示す。大王による人格的支配に基礎を置いたため、代替わりごとの支配機構の再編に対応して、「遷宮」が必要とされた。これに対して、律令制下の都城制の特徴は、天皇の住居たる内裏が京内の他の邸宅とは隔絶した存在となり、王族・貴族から一般百姓に至る位階制秩序を京という平面空間で実現させたことにある。律令制下の京は、在地との関係から開放された官人が、数詞によって表示された人為的条坊空間内に、位階に応じて位置と規模を定めた宅地を班給され、天皇の支配地という觀念を意識的に作り出す場であり、京戸としての一体性・平等性と優越性を感じさせる場であった。

## はじめに

七世紀後半における古代国家の成立過程において、その内実を考ふる場合、都城制の成立を大きな指標と見なすことに異論は少ないであろう。都城は、皇帝（天皇）の専制を実現するための施設であり、国家の権力機構のあり方を、防備の施設のなかに、固有の形をとって表現したものにほかならず、都城の形成と古代国家の成立は相即的な関係にあると考えられる。<sup>(1)</sup> 通説によれば、持統八年（六九四）の藤原京への遷都によりわが国では中国的な都城がはじめて成立したとされ、藤原京の条坊復原については、現在のところ岸俊男氏の見解が通説となっている。<sup>(2)</sup> 京内については、発掘調査によってほぼその妥当性が確かめられつつあるが、宮域内先行条坊道路や京外条坊道路の発見は、新たな問題を提起し、通説よりも大きな条坊京域を想定する「大藤原京」という仮説も提示されている。こうした新たな発掘成果をふまえた都城制成立過程の分析が現段階では求められているといえよう。

筆者はかつて、倭京から藤原京にいたる都城制成立過程についての見通しを述べたことがある。<sup>(3)</sup> しかし、紙幅の関係から詳しい論証はすべて省略せざるを得なかった。そこで本稿では、都城制の成立要件である京職・条坊施行・東西市・京内寺院・皇子宮などの視角から分析をおこなう、倭京から新城・新益京を経て、藤原京・平城京にいたる変遷を、古代国家の成立過程と密接な連関を有するものとして仕置づけてみたい。

## 一 研究史の整理と問題の所在

まず、本論にはいる前に藤原京成立にいたる先行学説の論点を整理しておきたい。研究史についてはすでに岸俊男、井上和人、阿部義平氏などによりの確なまとめがされている。<sup>(4)</sup> それらのまとめに従うならば、これまでの研究は議論の焦点の変化により、喜田貞吉の「藤原京考証」<sup>(5)</sup> および岸俊男氏の「京域の想定と藤原京条坊制」をそれぞれ画期とする「地名比定段階」「京域推定段階」「条坊復原段階」の三期ほどに区分される。

第一の「地名比定段階」とは、廃都後不明となっていた藤原宮の位置を『万葉集』巻一に見える「藤原宮の御井の歌」（五二番歌）などから考察した初期の段階である。昭和九年（一九三四）に日本古文化研究所による発掘調査で宮の位置が確定される以前の位置比定を中心とした議論である。この歌からは、漠然と大和三山（香具山・耳成山・畝傍山）に囲まれた地域に宮が位置することが分かるにすぎない。以後も、平安時代末成立の『扶桑略記』に藤原宮が高市郡鷲栖坂の地にありと記され、また鎌倉時代末成立の『釈日本紀』所引「氏族略記」に高市郡鷲栖坂の北の地と記されたのがほとんど唯一の言及であった。

江戸時代に入ると諸説が出されるが、当初は『大日本史』の高市郡久米郷説を除くと、『古跡略考』（一七五一）や『元要記』など、藤原氏との関係から大原（小原）説が有力視されていた。こうした中で、賀茂真

淵は『万葉考』(一七六〇)で高殿の大宮堂説(旧高市郡鴨公村高殿の大宮土壇)を宮跡と正しく指摘するが、この説は本居宣長の『菅笠日記』(一七七二)、『古事記伝』(一七九八)や上田秋成『岩橋の記』(一七八八)などに継承されて、以後明治まで有力な説となる。飯田武郷による『日本書紀通釈』(一八九九)も高殿説を採用し、「宮所」「大宮」「京殿」「南京殿」「北京殿」「大君」「宮ノロ」などの小字にも注目して、論点を補強している。

第二期の「京城推定段階」とは、大正二年(一九一三)に喜田貞吉「藤原京考証」において、はじめて藤原京の条坊や京城の推定がなされて以後、昭和四一年(一九六六)末からの発掘調査に基づいて、岸俊男氏により現在の通説となっている藤原宮城の推定と京城の復原がなされるまでの時期である。この間、日本古文化研究所による大宮土壇を中心とする発掘が昭和九年(一九三四)から約十年間実施され、藤原宮朝堂院の規模と構造がほぼ明らかとなった。<sup>(6)</sup> この成果をふまえ、昭和十一年(一九三六)には喜田貞吉と足立康との間で、有名な「藤原京論争」がなされている。<sup>(7)</sup>

喜田貞吉は、まず「藤原京考証」において、『扶桑略記』や『釈日本紀』に藤原宮の位置記述として「鷺栖坂」が見えるのを重視し、式内社「鷺栖神社」(現檀原市四分)の位置から、そのほぼ真北一キロにある長谷田土壇を宮地と推定した。さらに、大宝令の条坊規定が南北十二条で東西各四坊であること、後の都城の形態から宮城が京内の北端中央に位置していたことを前提に、京の条坊は、現存する条里地割としては残され

ていないとして、古道の位置を基準に東西二十町(四里)、南北二十五町(五里)の京城を推定した。

大宝令の条坊規定への着目や古道の位置関係から京城復原をする歴史地理学的手法は、岸説の復原案にも採用されているように、継承すべき正しい視角である。ただし、鷺栖神社の位置が基本的に変更されていないとする前提に問題があった。<sup>(8)</sup> なお、この論文で飛鳥京と便宜上区別するために文献には明証のない「藤原京」の仮称を初めて用いるが、以後「新益京」よりも、この呼称が用語として一般化することに注意しておきたい。

次に田村吉永は、昭和八年(一九三三)に東西九町・南北十二町の京城を持ち、南端中央に東西三町・南北五町の宮城を持つ「藤原京考定図」を新聞に発表する。<sup>(9)</sup> この「八経十二緯・面朝后市」の構想による復原案は大宮土壇を中心に宮を想定した点で喜田のものより優れ、日本古文化研究所による発掘をもたらしただことは重要であるが、条里地割と条坊地割を混同した点は問題であった。

その後、日本古文化研究所の発掘によって高殿の大宮土壇が藤原宮の朝堂院として確認されると、喜田貞吉は「藤原京再考」および「日本都制と藤原京」で自説を修正する。『統日本紀』によれば大宝元年(七〇一)以降に藤原宮の改作があり、大宝令以後左右兩京に分化したことに注目し、持統朝の藤原宮を高殿の大宮土壇、文武朝の藤原宮を醍醐の長谷田土壇に比定、前半と後半で宮の移転と京城の拡大があったことを論じた。京城は東西三里半・南北四里半からそれぞれ四里と六里に拡張さ

れたと考えた。

一方、足立康は、明確な京城復原案を提示してはいないが、宮は大宮土壇を中心とし、大宝令以降の京城拡大を構想していたらしく、<sup>(10)</sup> 両説の基本的な相違点は、藤原京の移転の有無であった。

喜田論文以降、はじめて宮の位置比定に加えて、藤原京城が議論の焦点となってくるが、喜田貞吉自身が述べるように「もとよりそこに確証があるべきわけではなく、結局は我が都制の理想上、かくあったであろうとの一憶説にすぎない」ものであった。発掘が朝堂院に留まり、宮域・条坊が発掘により確認されない段階では大きな限界を有し、最終的に議論が決め手を欠いた水掛け論に陥ったのも仕方がなかった。ただ、発掘により検証された藤原宮高殿説を承認しなければならなかったための窮余の策ではあるが、大宝令の施行の前後で藤原京にも大きな変化があったことを強調した点は現在においても継承すべき視角と思われる。

第三期の「条坊復原段階」とは、岸俊男説発表以降、発掘成果を基礎に提示された条坊復原を中心とする京城論で、いわゆる「大藤原京論」を含めた現在までの議論である。

岸俊男氏は、昭和四十年(一九六五)からおこなわれた藤原宮の緊急発掘調査に関連して藤原京条坊の復原を行った。それによれば、藤原京は、東西四里、南北六里の規模で、横大路を北京極、下つ道を西京極、中つ道を東京極、上つ道の南への延長である山田道を南京極とする範囲にあり、坊と条の数は、それぞれ戸令と職員令を根拠とし、一坊を半里四方とする十二条八坊の条坊制が想定された。中つ道と下つ道の間隔は

四里<sup>11</sup>二一八メートルで、一坊は半里<sup>12</sup>約二六メートルとなる。この数値を一条分の長さとして北京極の横大路から南に割り付けると、南京極の推定線は山田道よりやや南となるため、十二条は半里よりややせまいが、これは山田道が藤原京設定以前から存在したためとする。こうした条坊地割によれば、藤原京は中央やや北寄りに四条×四坊の計十六坊の地域を占め、朝堂院中軸線は宮・京のそれと一致し、宮の北限は北京極から二条分の余地を生ずることになる。さらに、飛鳥川はちようど宮域を避けて流れること、薬師寺や大官大寺の伽藍中軸線は各坊の中心線と一致するらしいこと、藤原京中軸線の南への延長線上に天武・持統合葬墓が位置すること、などの事実を指摘した。そして、復原に関連し平城京と藤原京は古道を媒介として密接な関係を持ち、京の構造も藤原京が平城京の原型であること、薬師寺伽藍が条坊制に基づいて建立されていることから、藤原京の造営計画はすでに天武朝末期の天武十三年(六八四)には決定されていたこと、などの問題提起も行っている。<sup>(11)</sup>

この復原は、喜田貞吉の復原方法を基本的に継承したうえで、中つ道・下つ道の位置を新しく考定し直し、新しく検出された宮の塀が条坊復原に適合することなどを主要な根拠としている。<sup>(12)</sup> この復原案は、その後の発掘により、ほぼ推定どおりの位置から条坊道路遺構が検出されて、その妥当性が高まった。しかし、岸氏の想定を越えた発掘事例も検出されて、新たな問題を提起することになった。

第一は、京城の問題である。想定京城外から条坊制に合致する東西道や南北道が二十例近く発掘されている。京内の大路クラスの道幅を有す

るものとしては檀原市四条遺跡や同じく新賀町のものが知られ、前者は四条大路の西への延長線上に位置し、後者は横大路から四条分北の大路と考えられる。<sup>(13)</sup>一方、岸説でいう十条大路以南には条坊道路が確認されておらず、香具山以南の中つ道など敵密な意味での四至の確認がなされていないことも問題となる。<sup>(14)</sup>こうした発掘成果に基づいて、藤原京城を岸説よりも拡大して考えるいわゆる「大藤原京説」がいくつか提起された(図1・2参照)。

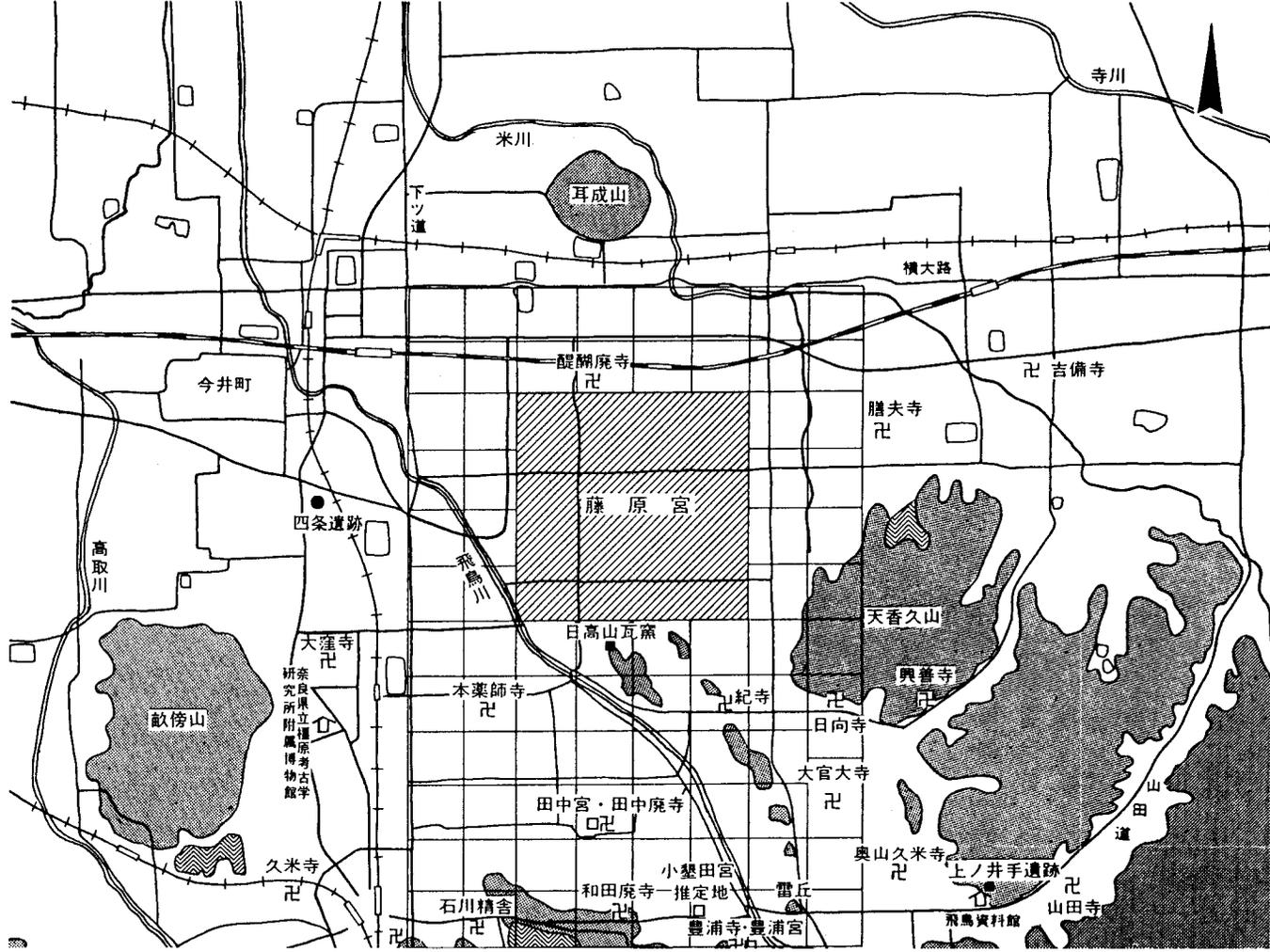
まず秋山日出雄氏は、通説の藤原京は内城であり、外辺部分には北に六条、東西に各四条分拡大されたコ字形の外京部分が存在したとする説を発表した。<sup>(15)</sup>この説は外京部分で条坊道路の幅が京内よりも狭かったことを前提に、平城京の外京を念頭において構想されている。しかし、前述した檀原市四条遺跡の発掘成果によれば大路クラスの道路が発見され、京内と遜色ない建物も存在しており、景観的には京内と区別することができないという。<sup>(16)</sup>郡界や条里界から京城を考察することの問題点も指摘されている。<sup>(17)</sup>

また、千田稔氏は京城を通説よりも北へ二条分移動させ、十条大路を南端とし、横大路よりも二条分北を北端とする説を提唱する。<sup>(18)</sup>これは岸説の復原案では南京極の推定線が山田道よりやや南となることや十条大路以南には条坊道路が確認されていないことの矛盾を解決しようとした解釈といえる。そして京外の条坊一致道路を藤原京ではなく、天武朝の新城に由来するとした点が注目される。しかしながら、通説の十条以南を京外としてしまうならば、平城宮木簡に見える「左京小治町」<sup>(19)</sup>を大宝

令以後の藤原京内と考える通説と齟齬することになる。また、条坊の設定年代、小字名と条坊呼称との直結、南から条名を数えること<sup>(20)</sup>、倭京の方格プランを前提としたこと、「羅城」<sup>(21)</sup>痕跡の理解等の問題点も指摘されている。

さらに阿部義平氏は、藤原京を『日本書紀』の記載に従って「新益京」<sup>(22)</sup>と呼ぶことを提唱し、井上和氏が整理された条坊道路の幅員を基礎に、新旧二部分からなる南北十二里×東西八里の広大な京城を復原する。岸説の十条以北に東西八坊×南北八坊の条坊新設部分を考え、以南には四条分の条坊道路の設定されない部分を想定する。<sup>(23)</sup>通説の奇数大路の道路幅が一〇メートル以下の小路程度であることから、通説の四倍の面積の条坊区画を考え、平城京と同じ規模であったとする。なお、押部佳周氏も岸説の奇数大路の存在を疑問視して、阿部説とほぼ同様な京城を復原する。<sup>(24)</sup>この復原案は、道路幅の違いや条坊施行の有無、固有坊名の使用理由などを合理的に解釈できる点で優れている。ただ、その後の知見によれば、通説の九条大路や西三坊大路が小路ではなく大路クラスの道幅を有する点が問題となる。<sup>(25)</sup>また、阿部説では大和三山すべてが京城内に含まれるが、こうした丘陵地帯すべてに条坊道路が設定されていた可能性は低く、北部も斑状にしか条坊施行がなされなかったとすれば、南部四条分の地域との質的な差が問題となる。

一方、こうした「大藤原京論」に対する批判も根強いが、井上和氏が指摘する京外の道路・側溝遺構が京内の半分程度であること、檀原市葛本町の条坊道路は奈良時代を中心として平安初期まで存続すること、



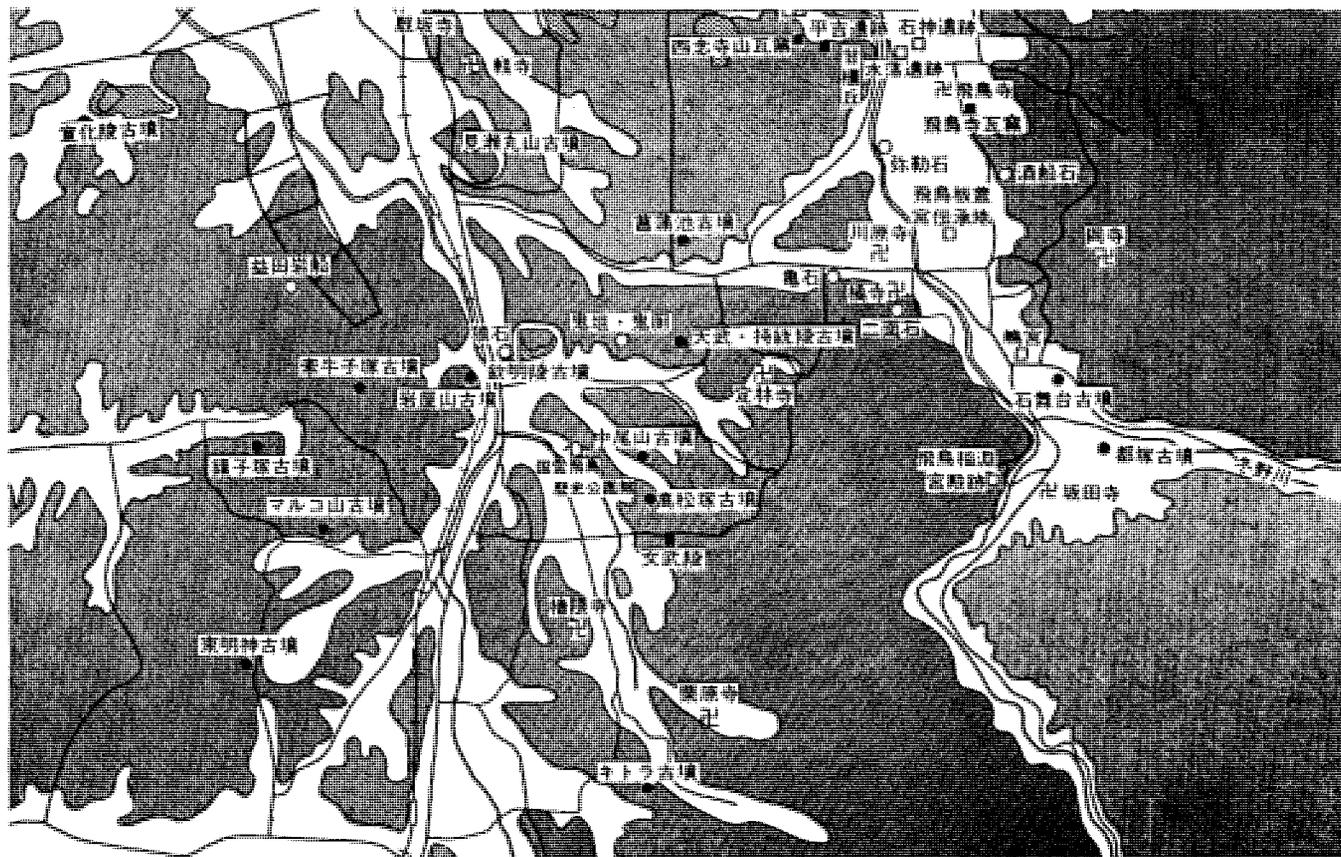


図1 飛鳥・藤原地域の遺跡

奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮発掘調査部『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』20(1990), 所収の巻末図より



などの批判点<sup>(26)</sup>は、その後の新たな「大藤原京論」の提示や発掘事例の増加により批判としての有効性は失いつつあると思われる。

新たな問題の第二は、条坊の成立時期である。まず宮内において宮の建物に先行して条坊道路の延長部分が見つかり、宮以前の建物も検出された。建物は七世紀後半から作られ始め、宮造営直前には、先行条坊道路を意識した建物がある。また、北面中央と大極殿北方では宮造営期に使用された運河とみられる大溝が検出されており、天武朝末年の年紀を有する木簡が数点出土した<sup>(27)</sup>。一方、薬師寺の西南隅の発掘調査では条坊道路よりも薬師寺の造営が先行することが確認された<sup>(28)</sup>。以上によれば、藤原京の造営は薬師寺が創建されたとされる天武九年（六八〇）以降の天武朝末期にさかのぼり、宮造営よりも条坊施行がかなり先行したと考えられる。一方、薬師寺が京の条坊計画と統一的に占地されたことは明らかであり、計画と実際の造営には若干の時間的なズレも考えられる。宮内の先行建物の性格については、民家、役民の住居、官衙などの説が出されている。近年では庇付きの建物も発見され、官衙的な要素が強い建物も存在したことが確認されている<sup>(29)</sup>。

岸氏はこうした第一、第二の新たな問題点について、「倭京」から「新益京」への展開過程に位置づけることにより、合理的解釈を加えようとする。すなわち、藤原京の基本計画はすでに天武末年には定められており、さらに天武朝には「新益京」以前の京である「倭京」の存在を推定する。その論拠としては、

① 藤原京が「新益京」と表記されるのは、「新しく益した京」と解す

るならば、藤原京より以前に京が存在したことを示唆する。

② 『日本書紀』や『続日本紀』によれば、天武朝末年における「京職」の存在が確認される<sup>(30)</sup>。

③ 天武五年以後、『日本書紀』には「京」「京師」という用語が急に頻出するようになり、行政区画としての京の存在をうかがわせる。

④ 天武五年以後「新しき都城」を意味する「新城」の語が見え、京の建設が企図されていたと推定できる<sup>(31)</sup>。

⑤ 『万葉集』に見える「壬申年之乱平定以後歌」にある「京師」「京都」は飛鳥を中心とする広い範囲における都城の設定を歌ったものである<sup>(32)</sup>。

⑥ 京は国に対応し、国の成立は天武朝の初期にまでさかのぼるから、京も何らかのかたちで成立していた。

⑦ 天武朝における難波京の存在は、摂津大夫・羅城・宅地班給などの記事から確実であり、複都制の宣言は倭（ヤマト）における「京」の存在を前提とする<sup>(33)</sup>。

などを指摘する<sup>(34)</sup>。おおそ『日本書紀』の記載を信用し、藤原京と類似の「京」を天武朝にも想定されるのであるが、全体として律令国家への質的な展開を考慮した区別が「京」の内実に対してなされていないことが大きな欠点と思われる。天武朝の前後において、支配体制は大きな変貌を遂げたのであるから、都城もこれに対応して変化したと考えられ、浅野充氏が批判されるように、倭京的な宮都と律令制的都城との本質的違いについて考慮することが重要である<sup>(35)</sup>。また、「倭京」と「新益京」

における「京」概念の質的区別がなされていないので、「新城」の位置づけに関しても、どちらの類型に属するのかについて岸説に解釈の揺れが見られる。<sup>(36)</sup> 新益京以前の京を「倭京」と呼ぶことについては、「倭京」の用語が宮都が難波や近江に所在した時にのみ用いられる用語で、正式には「京」「京師」と称されるのであるから、特別な史料価値を与えることができないとの批判<sup>(38)</sup>や天武元年九月庚子条までしか『日本書紀』に見えない「倭京」の用語により、天武二年以後の「京」「新城」を含めて論じるのは厳密でないとの批判がある。<sup>(39)</sup> ⑥⑦については、別稿において令制国の成立は天武朝末年と推定され、条坊制が施行された「京」の成立は早くともそれ以後と考えられること、難波を陪都とする複都制は、都城成立過程に生起する未熟な形態であり、「倭京」が条坊制都城を採用したことの根拠にはならないことを指摘した。<sup>(40)</sup>

以上のように、岸俊男氏による近年の発掘成果に対応した見解は、必ずしも十分説得的な議論とはなっておらず、一方で岸説への批判として提起された「大藤原京論」も問題を有していることが明らかになったと思われる。

残された第三の課題としては、文献上でも大宝令の施行にともない、新宮の造営<sup>(41)</sup>、左右京への分化<sup>(42)</sup>、京城の設定記事<sup>(43)</sup>、東西市の成立など<sup>(44)</sup>、藤原京の内実が変化したことをうかがわせる記述が散見するが、岸氏の復原案はこうした変化をあまり考慮していないことが指摘できる。岸氏も自己の復原案について、「何となくすでに左右京の別があるがごとき前提に立っている」とし、「遷居からすでに一〇年を経過したこの時点

において、はじめて藤原京の京城を設定したとはいかなることなのか」「始めて」という文字を字義どおりに解してこたわるかぎり、その解釈には依然として苦しむのである」と述べて、検討を要する課題であることは終始、認めながらも説得的な解釈は示されなかった。持統朝から文武朝にかけての質的变化を合理的に解釈できる議論は岸氏によっても未だになされていないといえる。大宝令の施行の前後で藤原京にも大きな変化があったのではないかとする喜田貞吉が提起した問題は近年提示された復原案には十分に活かされていないのである。わずかに、北村優季氏が十二条八坊の推定京城は、大宝令の成立を契機に慶雲元年の京城設定時に初めて決定されたとされるのが注目される程度である。<sup>(46)</sup> しかしながら、北村氏が指摘した根拠としては、喜田貞吉がすでに注目した左右京への分化や東西市の設定に加えて、岸氏の復原案では羅城門の位置が丘陵上で不自然であるという点のみで、大宝令の施行によって都城に対してどのような原理的転換が必要とされたのか明らかではない。<sup>(47)</sup> また、岸説と同様、倭京と新城に対する区別がなく、「新益京」の比定についても、なお検討を要するとして意見を留保されており、明確な京城論が見られないため「大藤原京論」との関係が明らかではない。

岸俊男氏を中心とした従来の研究でも、以上述べた三つの問題点をすべて満足させる見解は提起されていないことが確認されたと思う。次章ではこうした点を考慮しつつ、都城制の成立要件である京職・条坊施行・東西市・京内寺院・皇子宮などの視角から藤原京成立過程の分析を行いたい。なお、考察の都合上、藤原宮を中心とする都城のうち、浄御

原令制下のものを「新益京」、大宝令制下のものを「藤原京」として區別しておきたい。

## 二 構成要素の分析

### (一) 倭京の景観

まず、飛鳥および藤原宮周辺における方格地割・条坊地割の有無を検証したい。倭京・新城段階の地割については、網干善教・秋山日出雄・岸俊男および千田稔氏などによりさまざまプランが発表されている。<sup>(48)</sup> 網干氏は橋寺と大官大寺の塔の距離関係などから、六百小尺方眼の方格地割を想定し、秋山氏は伽藍中軸線などから同じく五百大尺（＝六百小尺）すなわち令制方百歩の方格地割を想定する。さらに、岸俊男氏は、山田道以南の地域に山田道と中つ道を基準線とする一町（約一〇六メートル）四方の方格地割を想定し、京の総合計画が存在したと考えた。一方、千田氏は、これらより細かく令制五十歩（二百五十高麗尺）の方格を想定された。

このような飛鳥に方格地割が存在したとする議論に対しては、井上和人氏による詳細な批判があり、考古学的な発掘成果による限り、どのような方格地割も実証できないとする。<sup>(49)</sup> 各説における資料選択の恣意性や計測の疎漏などを逐一指摘し、発掘調査の成果を便宜的に利用しているとの批判を加える。とりわけ、倭京方格地割の基準線とされた中つ道が横大路以南において道路遺構が確認されておらず、大官大寺付近の東京極

大路Ⅱ中つ道は、八世紀まで大規模な流路となっていたこと、飛鳥寺の西北に位置し、七世紀中葉以降の遺構が集中する石神遺跡でも中つ道想定位置には道路遺構がなく、遺構を南北に区画する東西塀が作られていること、川原寺の近くでは飛鳥川を斜めに横断しなければならぬこと、などの指摘は方格地割論に対する根本的な批判となっている。

井上氏の批判に従うならば飛鳥地域においては宮・寺・儀式の場などの占地を規制する如何なる方格地割も存在しないことになり、これら施設は統一的な占地・造営計画のない形で、個々の施設が自然地形に制約されながら、時間差をもって集積的に造営され、景観が構成されたと考えられる。先述した藤原宮周辺の先行的条坊地割の存在と比較するならばそのコントラストは明瞭なものとなる。

こうした考古学上の見解に対して問題となるのは、『日本書紀』に見える「倭京」の景観である。今泉隆雄氏は、岸俊男氏が述べられた天武朝の淨御原宮の時代に一定の範囲を有する行政区画として倭京が成立し、京職によって管掌されていたとする見解を基本的に継承し、さらに斉明朝まで京城を有する倭京の成立を遡らせて考える。<sup>(50)</sup> その場合の大きな根拠となったのが、『日本書紀』天武元年七月壬辰・癸巳条に見える壬申の乱における倭京防衛戦での次のような記載である。

壬辰、將軍吹負、屯<sub>二</sub>于乃樂山上。時荒田尾直赤麻呂、啓<sub>三</sub>將軍<sub>一</sub>曰、古京是本宮處也。宜<sub>二</sub>固守<sub>一</sub>。將軍從之。則遣<sub>二</sub>赤麻呂・忌部首子人<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>戍<sub>三</sub>古京<sub>一</sub>。於是、赤麻呂等詣<sub>二</sub>古京<sub>一</sub>、而解<sub>二</sub>取道路橋板<sub>一</sub>、作<sub>レ</sub>楯、豎<sub>二</sub>於京<sub>一</sub>、以守之。

癸巳、將軍吹負、与<sub>二</sub>近江將大野君果安、戰<sub>三</sub>于乃楽山。為<sub>二</sub>果安<sub>一</sub>所敗、  
 軍卒悉走。將軍吹負、僅得<sub>レ</sub>脱<sub>レ</sub>身。於是、果安追至<sub>二</sub>八口<sub>一</sub>、企而視<sub>レ</sub>京、  
 每<sub>レ</sub>街<sub>レ</sub>堅<sub>レ</sub>楯。疑<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>伏兵<sub>一</sub>、乃稍引還之。

これによれば、大海人皇子側の武將荒田尾直赤麻呂が乃楽山で將軍吹負  
 に、古京は本營であるから固く守るべきと進言したため、赤麻呂と忌部  
 首子人を派遣して、古京の道路の橋板を壊して楯とし、「京辺の衢」ごと  
 にたてさせた。翌日、乃楽山の戦で敗れた吹負を追って、近江方の武將  
 大野君果安が「八口」まで進撃、そこから「京」を見ると街ごとに楯を  
 たてたのである、伏兵があることを恐れて退却したと伝える。岸俊男氏  
 によれば、ここに見える乃楽山と飛鳥を結ぶ道路は中つ道であり、「京」  
 を望み見た「八口」とは香具山付近と想定されている。<sup>(53)</sup>今泉氏は「京辺」  
 とは京の北辺であり、京が一定の範囲を持ち、街ごとに楯をたてたとい  
 うのは、北辺道路と複数の東西道路が交わる地点ごとに楯をたてたと解  
 釈され、方格地割にもとづく道路の設定を推測する。ただし、倭京は、  
 耕地のための条里制地割にもとづく点で、条坊制をしく律令制都城と異  
 なりその前史としての意義を持つとする。

中つ道を近江方の軍勢が南下し、「八口」が飛鳥地域を見渡せる高所と  
 するならば香具山以外に比定地は想定しにくい。さらに、古京における  
 「本營」、すなわち將軍大伴吹負らが死守すべき中枢部分は、『日本書紀』  
 の記述に従うならば、飛鳥寺の西の「營」であり、「小治田兵庫」であった  
 と考えられ、<sup>(54)</sup>中つ道を近江方の軍勢が南下した可能性はより高いものと  
 なる。そうすると香具山以南が「倭京」の北辺となり、香具山と飛鳥寺

の間にそうした「街」が存在したことになる。しかし、井上氏が批判さ  
 れるように飛鳥寺にいたる中つ道の南への延長線上に位置する大官大寺  
 や石神遺跡からは道路痕跡が発見されていない以上、規則的に街が配列  
 された景観を想定することは難しく、今泉氏の想定には否定的にならざ  
 るをえない。『日本書紀』の潤色とは言わないまでも、<sup>(55)</sup>その記述から条坊  
 制的な「京」の景観を「深読み」することはできないと思われる。発掘  
 成果によれば、「倭京」には規則的な方格地割さえ設定されていなかっ  
 た可能性が高いのであり、「倭京」と律令制的都城との間には同じく「京」  
 と表現されてはいるが、今泉氏が想定される以上に大きな質的断絶が存  
 在したと考えるべきである。「倭京」の用語は宮都が難波や近江に所在  
 した時のみ用いられる用語で、正式には「京」「京師」と称されるの  
 であるから、特別な史料価値を与えることができないとの批判がある。  
 にもかかわらず、近江や難波とは異なって「倭京」のみが『日本書紀』  
 では永統的に「京」と称されたことの意味はやはり軽視すべきではない。  
 天武朝以前の支配機構にとって、条坊地割や方格地割はまだ「京」たり  
 うるに必須の条件ではなかったと考えられる。

一般に前近代の諸国家における支配階級は、機構や制度を媒介とする  
 結合および人格的・身分的従属関係を媒介とする結果という二重の形態  
 において、階級として結集するとされるが、<sup>(56)</sup>律令制以前の権力構造は大  
 王と臣下との人格的隷属関係を基礎とし、官僚制的な秩序は未熟であっ  
 た。血脈よりも人格・資質を重視して推戴された大王は、その人格的支  
 配が強烈であるために、当代の大王が死亡した直後には必然的に権力の

空白期間が生じ、「代替わり」に伴う「職位の確認」といった支配機構の再編成が必須の行事となっていた。<sup>(57)</sup>「歴代遷宮」の理由も、死の穢を避けるためとするのが通説であるが、<sup>(58)</sup>原理的には新大王が支配機構を再編するために行ったこうした行事の一環と考えられる。さらに律令制下とは異なり、大王宮のみに政務遂行の拠点が集まっていたわけではなく、皇子宮・妃宮および豪族居館などに分散し、寺・市・広場などでもしばしば行事が行われた。<sup>(59)</sup>こうした段階における「京」においても、大王宮以外に宮・宅・寺・市・広場などが必要な要素であったが、大王宮の超越性が弱く、「代替わり」に伴う支配機構の再編成が不可避である以上、まだ整然とそれらが配置されてはおらず、その必要もなかったと考えられる。律令制下の都城と比較するならば、諸機構の集中度は弱く、核としての大王宮が他の宮や宅と質的に異ならないため、広大な領域性・分散性・個別性を特徴として有した。<sup>(60)</sup>推古朝以後において飛鳥地域に大王宮が集中し、このような支配機構が「代替わり」を越えて条里地割や条坊地割という統一的な秩序なしに集積された状態が「倭京」的景観であったと考えられる。潜在的には「代替わり」ごとに京は大きく変動する可能性があり、いうならば時々の支配層にとって必要な機構全体が「京」であり、その有機的な複合体が散在する範囲が「京城」であった。従って、明確な京城は存在せず、飛鳥を中心とする漠然とした地域が「倭京」にならざるをえない。倭京以外に近江や難波が永統的に「京」とされなかったのは、王権に結集した支配層の拠点の維持が一代限りのものであり、永統的には保持されなかったためと考えられる。<sup>(61)</sup>

ここでは、「倭京」を条坊制都城とは原理的に異なるものとして位置づけ、天武朝以前において、飛鳥地域に散在する継続的な支配拠点(宮・宅・市・寺・広場など)の総体を示す用語として用いることの妥当性を強調しておきたい。飛鳥への大王宮の集中が「倭京」の形成をもたらし、斉明朝における土木工事(漏刻・噴水施設等)など「代替わり」を越えた恒常的な施設の建設を促したと考えられる。<sup>(62)</sup>天智朝の近江京遷都時における倭京「留守司」の設置は、<sup>(63)</sup>こうした恒常的な施設の造営を前提にしてはじめて理解でき、旧来の「歴代遷宮」とは異なる新たな段階に位置づけられる。

### (二) 条坊道路の造営

次は、天武朝の新城について考察する。新城への遷都を示す記述は次の三つの史料である。

『日本書紀』天武五年是年条

是年、將<sub>レ</sub>都<sub>ニ</sub>新城。而限内田園者、不<sub>レ</sub>問<sub>ニ</sub>公私、皆不<sub>レ</sub>耕悉荒、然遂不<sub>レ</sub>都矣。

『日本書紀』天武十一年三月甲午朔条

命<sub>ニ</sub>小紫三野王及宮内官大夫等、遣<sub>ニ</sub>于新城、令<sub>レ</sub>見<sub>ニ</sub>其地形。乃將<sub>レ</sub>都矣。

『日本書紀』天武十一年三月己酉条

幸<sub>ニ</sub>于新城。

これらの記述は、天武五年(六七六)に新城への遷都計画が立案され、

予定地内の田園は耕作を停止し造営工事に備えたが、結局遷都は実現しなかった。その後天武十一年(六八二)に再び新城への遷都が計画され、小紫三野王や宮内官大夫らに現地視察をさせ、天武天皇自らも行幸したと解される。ただし、新城の場所についてはいくつかの説があり、正確な場所は不明となっている。西本昌弘氏の研究史整理によれば、従来の説は四つに分類される<sup>(64)</sup>。

- (一) 添下郡新木村説
- (二) 倭京の条坊都城説
- (三) 飛鳥浄御原宮の羅城説
- (四) 新益京(藤原京)説

最近まで『日本書紀』についての主要な注釈書が採用したように、「新城」を地名と考える第一説が有力であったが、新木の地名の由来が明らかでなく、史料に郡名表記を欠いていることが弱点となっている。一方、第三説は前掲史料が飛鳥浄御原宮の拡張とは解釈しにくい点で説得力を欠いている。従って、現在有力なのは、(二)の倭京の条坊都城説および(四)の新益京(藤原京)説と考えられる。

前章で述べたように岸俊男氏は新城を倭京の城坊都城とする第二説の立場から、藤原京以前の京はすべて広義の倭京として把握され、倭京と新城の質的な区別はしていない。両者の区別を曖昧にしている点については、天武元年までしか『日本書紀』に見えない「倭京」の用語により、天武二年以後の「京」「新城」を含めて用いるのは厳密でないとの批判がある。また発掘成果によっても、「倭京」段階には方格地割が存在し

なかった可能性が高いのに対して、後述するように「新城」段階には藤原宮域内に先行条坊道路が想定されている。一方、新益京と新城を同一視する第四説については、新益京が飛鳥浄御原令の施行及び官職体系に対応して構想された都であることを軽視する点が問題となる。さらに新城と新益京の構想の間には、朱鳥元年(六八六)の難波宮全焼による複都体制の見直し、天武・草壁の死去による大王宮・皇子宮体制の変更など、無視できない変化がある。従って、新城を倭京と新益京(藤原京)のどちらの範疇に属するのかという二者択一的な議論をするのはあまり建設的ではないと考えられる。むしろ継承面と断絶面の両者を正確に把握することによって、天武朝における「新城」独自の発展段階を把握すべきであろう。

天武朝の都城段階を考える場合、まず考慮しなければならないのは発掘により明らかとなった宮域内先行条坊道路と推定京域外条坊道路の存在である。特に前者については木簡の紀年から施行時期が推定できるところが注目される。発掘成果によれば、藤原宮の宮域内では朱雀大路・東一坊大路など十三カ所の条坊道路遺構が宮殿遺構の下層から検出されている<sup>(65)</sup>。なかでも一九七七年に大極殿北方で、朱雀大路の延長部分と四条条間小路の延長部分の交差点が検出され、朱雀大路延長部分の東側五メートルで検出された南北大溝(幅六〇七メートル、深さ二メートル)から干支記載のある木簡が出土している。この大溝や条坊の側溝が埋められた後に大極殿院の北面廻廊が作られていることから、藤原宮の大極殿造営以前に条坊道路が造成されたこと、条坊道路と大溝は同時に存



定めて以後)に限りなく近付けたうえで、開始されたことを示唆されるが、これは条坊道路の施行をもって条坊制の施行ひいては律令制的な都城制の成立を考えるという大前提に制約された見方といえる。条坊道路の造営を限りなく「新益京」の造営に引付けるため、「新城」独自の段階の曖昧にされる傾向があるのでなかろうか。しかしながら、発掘成果によれば条坊道路の施行だけでは「倭京」的な景観に本質的な変化をもたらさなかったとするならば、条坊道路の施行と条坊制の施行および律令制的な都城制の成立とをいったん切り離して考えることができ、藤原宮周辺における条坊道路の計画や造営を天武十三年以前に遡らせる制約は存在しないと思われる。少なくとも『日本書紀』による限り、「新城」の占地および造営計画は天武五年(六七六)までは確実に遡ると考えられる。<sup>(73)</sup>

先行条坊道路の造営年代を考える場合、次に問題となるのは、薬師寺の占地の問題である。薬師寺の西南隅にあたる右京三条大路と八条大路との交差点における発掘調査によれば、大路の側溝が薬師寺式の軒丸瓦や軒平瓦を出土した南北溝を一度埋立てた後に掘られていることから、薬師寺の造営工事は条坊大路の造営に先行することが確認され、一方で薬師寺の中心伽藍の中軸線はほぼ藤原京の条坊計画線にのっていることから、薬師寺の造営と条坊道路の造営には大きな時間的隔たりがないことも指摘されており、薬師寺の造営は『日本書紀』天武九年十一月癸未条に、

皇后体不子。則為<sub>三</sub>皇后<sub>一</sub>誓願之、初興<sub>三</sub>薬師寺<sub>一</sub>。

と見えるのが初見であることから、条坊道路の造営はこれ以後と推定されている。<sup>(74)</sup> こうした発掘成果によれば、条坊道路造営の具体的な開始時期は、三野王や宮内官の大夫らを派遣して、「新城」の地形を観察させ、天武自身も行幸したとある天武十一年以後と考えても問題はないであろう。ちなみに、藤原京内の大溝から出土した木簡の年紀が天武十一年から始まり、以後の数年間連続するのは、条坊道路や周辺建物の造営に係した木簡と考えるならば説明がつく。

次は、推定京域外条坊道路の発掘成果から「新城」における条坊道路の施行範囲と規格性を検討したい。いわゆる「大藤原京論」においては、岸俊男による復原案の外側にも規則的な条坊制が施行されていたとするだが、想定京域内すべてに道路が造営されていたことは、大和三山など丘陵地帯が多くを占めることから無理と思われる。「大藤原京論」に否定的な論者は、宮城が南に片寄ること、七世紀後半創建の寺院が推定条坊道路に重なること、などから単なる京外道路にすぎないとされている。

まず現在までに確認されている条坊道路は、大路と推定される道幅が一〇メートルを越えるものと、条間路・坊間路と推定される一〇メートル以下のものに大きくは二分できる。前者が確認されるのは、岸氏の復原案によれば、二条大路・四条大路・六条大路・八条大路・九条大路・十条大路および朱雀大路・東一坊大路・西二坊大路・西三坊大路である。京外でも西四条大路・北四条大路は一〇メートル以上の道幅を有する。<sup>(75)</sup> 阿部義平氏は、先述したように奇数大路にあたる道路幅が小路程度しかないことから、岸説の偶数条坊路を大路とされるが、<sup>(76)</sup> 九条大路・東一

坊大路・西三坊大路など奇数大路でも幅一五メートル程度の道路が検出されており、おおまかには偶数条坊路を基準とすることは承認できるが、厳密な規格性があつたとは考えにくい。丘陵地帯や十条大路以南には条坊道路が造営された可能性は低く、かつ厳密な規格性がないとするならば、規格化された京を外縁部にまで想定することはためらわれる。

一方、井上和人は六条大路と朱雀大路の道幅がやや大きく、宮内先行条坊道路の道幅が京内と比較して狭いことから藤原宮の占地は条坊設定と同時にあつたとする<sup>(77)</sup>。しかし、平城京などと比較するならば朱雀大路が他の大路から卓越した規模を有していないように、六条大路と朱雀大路の道幅についてそれほど他の大路との差異は感じられないのであり、発掘例の増加により宮内と宮外でも道幅の大きな差異は確認できなくなつた。東一坊大路のように宮外よりも宮内の方が道幅が広いという例もあり、一概に宮内道路が小規模ともいえない。従つて、条坊道路の造営にあつて当初から藤原宮の造営を意識した占地を行ったとすることは従いにくい。少なくとも宮よりも条坊道路の造営が先行したことは確実と思われる。さらに、推定京域外条坊道路の発掘成果によるならば、大路の幅も、建物も景観的には京内と区別がつかないのであり、造営当初においては岸氏のいわれる京の内外を区別するものはないと思われる。

以上によれば、条坊道路の施行範囲が大藤原京域に及ぶことはほぼ確実であるが、後の都城のように長方形ではなく、不整形で規格性には乏しかったことが確認できる。木簡の年代や「新城」の視察記事からすれ

ば、条坊道路の造営開始は天武十一年以後となる。ただし、その構想自体は天武朝初期からすでに存在したらしい。その背景としては、近江遷都の事後処理として近江に居住していた官人層を飛鳥周辺に收容する区画を造営することが急務となり、限られた面積で集約的に施設を收容できる方格道路に基づく官人居住区画が構想されたことが指摘できる。計画が存在したことを推測できる史料としては、先述した天武五年の新城記事がある。さらに、『日本書紀』同年五月是月条には、

勅、禁<sub>ニ</sub>南淵山・細川山、並莫<sub>ニ</sub>莠新<sub>一</sub>。又畿内山野、元所<sub>レ</sub>禁之限、莫<sub>ニ</sub>妄斫<sub>一</sub>。

という禁令が出されている。一般には皇居付近の山を清浄に保つための樹木の伐採を禁止したと考えられているが、「新城」の造営計画との関係からすれば、用材の確保を目指したと解釈することもできる。すでに斉明朝の造営工事の段階で、宮殿用の材木が不足したため造営が困難となるなど、造営工事には用材の確保がまず重要であつた。南淵山・細川山は飛鳥川の上流に位置し、宮材の確保には重要な地域であつたと推定される。さらに、それまで頻繁に訪れていた外国使者の入京が、天武八年(六七九)から文武二年(六九八)まで約二十年間途絶えることも注意される<sup>(78)</sup>。この間に都城の造営が継続するため、儀式の場が確保できず

外国の使者は筑紫や難波に留まり入京を許されなかつたと推定される。こうした「新城」の計画を前提に支配階層が居住する区画として京城が意識されていったらしく「京内二十四寺」「京師」といった表現が天武紀以降の『日本書紀』に頻出する。しかし、岸俊男氏のようにこれを

条坊制都城が存在したことを前提に理解するのではなく、あくまで「倭京」的な形態の延長線上で理解すべきものと考えられる。すなわち、この段階において京の中心は、藤原宮が造営されるまでは飛鳥の浄御原宮であって、不整形ながら条坊道路が施行された「新城」には核が存在しなかった。そして、条坊道路が存在しない飛鳥地区(旧来の倭京)と条坊道路が施行されつつも中心核が存在しない「新城」とを合わせた全体が「京師」と称されたのである。「新城」は、旧来の倭京と併せて補完的に機能し、そのみでは自己完結しない存在であった点において、律令制下の条坊制都城とは大きく異なる存在である。しかも条坊制が施行されていないので条坊呼称は存在しなかったと考えられる。従って、岸氏のように同じく「京」とは表現されてはいても同一実体であったと理解することはできないのである。

### (三) 宅地賜与と皇子宮

天武朝の「新城」の意義は、官人居住区画としての条坊道路の造営に象徴され、その範囲は大藤原京域に及ぶことは先に述べた。ここでは、新城から新益京の時期における京の範囲と宅地班給の実態について、京内寺院や皇子宮を中心に考察したい。

まず、「新城」段階の京域を考察する場合に用いられる史料は、『日本書紀』天武九年五月乙亥条に、

勅、絁綿糸布、以施于京内廿四寺、各有差。

と見えるものである。具体的な寺名については、同年に発願された薬師

寺よりも古い様式の瓦を出土する寺院が該当する。これまで、岸俊男氏や大脇潔氏などによりその候補が提示されている<sup>(79)</sup>。近年の発掘成果に基づいた大脇氏の推定に従うならば、北は大井寺、南は檜隈寺・呉原寺、東は安倍寺・高田麿寺、大窪寺などが四至となり広大な領域が京域となってしまう。これは、大藤原京域よりもかなり広い範囲となり、厳密な京域が設定されていたということには否定的にならざるをえない。京内寺院についても、支配層の拠点が集中する漠然とした範囲を「京」と称し、広大な領域性を有するとした先の推定を裏付けることになる。天武朝においても「新城」部分への集住度は高められたが、「倭京」的な景觀は基本的にまだ変化していないことが確認される。

ただし、天武朝の後半になると複都制の宣言や新城内に藤原宮を定めようとする動きがおこる。すなわち、『日本書紀』天武十二年(六八三)十二月庚午条に、

詔曰、諸文武官人及畿内有位人等、四五月、必朝参。若有死病、不得集者、当司具記、申送法官。又詔曰、凡都城宮室、非一処、必造兩参。故先欲都難波。是以、百寮者、各往之請家地。

とあり、同十三年三月辛卯条には、

天皇巡行於京師、而定宮室之地。

とある。前者の意味については別稿で論じたように、四五月における朝参と複都制の宣言が同日に出されていることから、官人集住の不徹底が陪都を必要としたのであり、複都制は都城制の未熟な段階に出現する形態と考えられる<sup>(80)</sup>。そして難波宮については、発掘で確認された前期難波

宮の造営時期が問題となるが、建て替え痕跡が一部分にしか認められないことや主要殿舎に付属する小柱穴の理解、錦織遺跡（大津宮）や伝板蓋宮跡上層遺構との比較などからすれば、現状では考古学的に孝徳朝とする決定的証拠はなく、文献上でも朝堂院に見合う官司・官僚機構の存在は疑問であり、都城の発展系列に位置づけるならば天武朝がふさわしいと考えられる<sup>(81)</sup>。おそらく、この時造られたのが発掘により確認された前期難波宮であり、藤原宮の遺構と類似点が多いのは、両者が首都と陪都という兄弟関係にあったからと推定される。

次に、天武天皇が京師を巡行して宮室の地を定めたとある記事からは、宮室の造営よりも京城設定が先行していたこと、浄御原宮に代わる新たな宮室の造営が計画されたことなどが確認される。この段階の「京師」とは先述の「京内廿四寺」が納まる広大な範囲であり、その中に新たな宮室を設定することを意味するが、具体的には岸俊男氏が推定されるように条坊道路が造営されつつあった新城部分の中心に位置を定め、藤原宮を造営しようとする計画がこの時定まったと推定される<sup>(82)</sup>。ただし、この時の計画は、朱鳥元年（六八六）正月の難波宮の焼失に伴う、復都制構想の挫折や同年九月の天武天皇の死去さらには持統三年（六八九）四月の草壁皇子の死去などにより、実現しなかったと考えられる。再び藤原宮の造営が具体化するののは、持統四年（六九〇）以後のことであるが、『日本書紀』によれば、

持統四年十月 高市皇子、藤原の宮地を観る

十二月 藤原に行幸して、宮地を観る

持統五年十月 新益京を鎮祭

十二月 諸臣・諸王への宅地賜与

持統六年一月 新益京の路を観る

五月 藤原の宮地を鎮祭

五月 四所の大神に新宮のことを報告

六月 藤原の宮地を観る

持統七年二月 造京司衣縫王に詔して、掘りだした屍を収めさせる

八月 藤原の宮地に行幸

持統八年一月 藤原宮に行幸

十二月 藤原宮に遷居

とあり、新益京の路を観た後に、新宮の鎮祭が行われているなど、京よりの宮の造営が遅れていることが確認される。また、新益京の造営開始の直前にあたる、持統三年（六八九）年六月には飛鳥浄御原令の諸司への班賜があり、天武朝段階の「宮室」計画がそのまま変更なく藤原宮として実現したとは考えにくく、造営計画に大幅な変更が加えられたと推定される。現在、藤原宮の外壕と宮周辺の条坊道路との間には外周帯と呼ばれる広大な空閑地が確認されているが、藤原宮の当初計画が官人制の整備などにもない、縮小されたために、額縁状の地帯が残された可能性もあるのではなからうか。条坊道路と藤原宮の造営計画の齟齬がこの部分に表れていると考えておきたい。

新益京と新城との大きな違いは、藤原宮を中心とした都城計画である点で、条坊制の施行・範囲を限定した特別行政区画としての京職の設

置・宅地賜与などが注目される。条坊制や京職については次節で検討することとし、ここでは宅地の賜与の内実について皇子宮の視角から検討したい。

まず『日本書紀』持統五年十二月乙巳条には、次のような諸王・諸臣に対する宅地賜与の詔が出されている。

詔曰、賜<sub>二</sub>右大臣<sub>一</sub>宅地四町。直広式以上二町。大参以下一町。勤以下至<sub>二</sub>無位<sub>一</sub>、随<sub>二</sub>其戸口<sub>一</sub>。其上戸一町。中戸半町。下戸四分之一。王等亦准<sub>レ</sub>此。

この史料は、この前後に見られる宅地班給の記事と比較するならば、その違いが明らかになる。

『日本書紀』天武十二年十二月庚午条<sub>レ</sub>難波京<sub>レ</sub>

是以、百寮者、各往之請<sub>二</sub>家地<sub>一</sub>。

『続日本紀』天平六年九月辛未条<sub>レ</sub>難波京<sub>レ</sub>

班<sub>二</sub>給難波京宅地<sub>一</sub>。三位以上一町以下、五位以上半町以下、六位以下四分一町<sub>二</sub>之一以下<sub>一</sub>。

『続日本紀』天平十三年九月己未条<sub>レ</sub>恭仁京<sub>レ</sub>

班<sub>二</sub>給京都百姓宅地<sub>一</sub>。

『続日本紀』天平宝字五年正月丁未条<sub>レ</sub>保良京<sub>レ</sub>

班<sub>二</sub>給諸司史生已上宅地<sub>一</sub>。

すでに指摘されているように、天武十二年の複都宣言の詔に見られる記事との違いは、位階に応じた細かい班給規定があり、諸王をその対象としている点であり、宅地班給による京内への居住強制が目的であった。

一方、奈良時代の宅地班給とは位階を基準にしている点でその類似性が指摘されている<sup>(83)</sup>。つまり、宅地を「賜」う行為は、家地を「請」うことと段階差が存在し、宅地の「班給」と同様な行為と理解されているのである。しかし、厳密に見るならば、奈良時代の宅地班給とは微妙な差異が存在する。まず、出典の違いがあるが「賜」と「班給」の用字の違いであり、勤位以下は位階の高下ではなく戸の規模に応じた班給基準になっていることや右大臣丹治比嶋という特定個人を例外扱いしている点も異なる。

さらに、平城京への宅地班給記事が見えないので決定的なことは言えないが、奈良時代の難波京と比較するならば、かなり広い面積の占地が許されていることである。通説では、持統五年の段階で諸臣・王族には岸氏が復原された藤原京内に位階に応じた宅地の班給がなされたことになっっているが、必ずしもそれは自明なことではない。たとえば、阿部義平氏が指摘されるように<sup>(84)</sup>、慶雲元年(七〇四)に藤原宮の宮地を定めた時、宮中に入った百姓千五百五烟に布を賜ったとあるが、これらが京内の戸数であるとし、最底の班給面積である四分の一町を班給されていたとすれば、岸氏の復原案では一坊あたり十六町分の宅地から構成されるので、約九十四坊分の京域が必要となる。しかし、藤原京では宮域を除くと八十坊分の面積しか確保できないので、十分な宅地班給は計算上できないことになる。宅地班給の面からすれば、大多数を占める勤位(後の六位に相当)以下が戸口数に応じた班給基準になっている以上、岸氏の復原案とは整合しにくい。おそらく、この場合の宅地「賜与」は大藤

原京城全域に対して行われたものと推定される。後述するように教詞による条坊呼称ではなく固有条坊名による区分が採用され、位階制原理による宅地班給が徹底していないのであるから、天皇および宮からの遠近に従った班給がなされたとは考えにくい。平城京のように、内裏のある北部には高位の貴族が住み、南へいくほど位階の低い人々が居住する形態は想定しにくいのである。

一般の官人の居住形態については不明なところが多いので、ここでは皇子宮の立地から京内への宅地班給の実態を考察してみたい。まず宅地班給と皇子宮との関係を論じた従来の説を紹介するならば、岸俊男氏は、皇子宮の経営は、藤原京内に宅地班給がされた後も基本的に変化せず、藤原京とは「無縁」のものであったとか、新しい都城ができて、なかなかそこに移ろうとしなかったという評価がなされている。<sup>(85)</sup>一方、荒木敏夫氏は、持統朝の宅地班給政策は皇子宮とは別に京内にも居所の構営を強制することにより、皇子宮の実質を喪失させるものとして作用した(皇子宮の別宅化)が、皇子宮の解体という強行的な過程としては実現しなかったと位置づける。<sup>(86)</sup>こうした理解は皇子宮が推定京域外に存在し、かつ岸復原案の藤原京内へ、皇子宮とは別に宅地班給されたことを前提とする理解である。先述したように、持統朝の宅地班給が大藤原京城を範囲としたとするならば、これまで京周辺に存在したと考えられてきた皇子宮の多くは京内に位置することになり、これとは別に宅地が班給されたとするのは、不自然となる。そこで、この点を明らかにするために、皇子宮と京城との関係を考察することが次の作業として必要となっ

てくる。

天武系皇子のうち、『日本書紀』や『万葉集』の記載から藤原宮周辺に皇子宮を経営したことが推測されるのは以下の諸皇子である。

大津皇子	詠語田舎	朱鳥元年(六八六)没
草壁皇子	嶋宮	持統三年(六八九)没
高市皇子	香具山宮	持統十年(六九六)没
弓削皇子	南淵付近	文武三年(六九九)没
忍壁皇子	雷丘宮	慶雲二年(七〇五)没
穗積皇子	香具山付近	靈龜元年(七一五)没
舎人皇子	高屋付近	天平七年(七三五)没
新田部皇子	矢釣大原付近	天平七年(七三五)没

これらの諸皇子のうち持統五年の宅地班給詔以後も存命であるのは高市皇子以下の皇子だが、かつ皇子宮の所在が比較的明らかなのは、高市皇子の香具山宮、忍壁皇子の雷丘宮の二つのみである。

まず高市皇子の香具山宮については、次のような史料がある。

『万葉集』卷二一一四番歌題詞

但馬皇女在<sub>ニ</sub>高市皇子宮<sub>ニ</sub>時、思<sub>ニ</sub>穗積皇子<sub>ニ</sub>御作歌一首

『万葉集』卷二一一六番歌題詞

但馬皇女在<sub>ニ</sub>高市皇子宮<sub>ニ</sub>時、竊接<sub>ニ</sub>穗積皇子<sub>ニ</sub>、事既形而御作歌一首

『万葉集』卷二一一九番歌

高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麿作歌一首并短歌

(中略)

わご大王の 万代と 思はしめして 作らしし 香具山の宮

但馬皇女は「高市皇子宮」に居住していた時期があり、これは高市皇子の死を悼んで作られた挽歌に見える「香具山宮」を示すと考えられる。

また、前後の歌には「埴安の池の堤」(二〇一番歌)や「泣沢の神社」(二〇二番歌)など香具山周辺の池や神社も詠まれているので、高市皇子は生前に藤原宮の東方に位置する香具山付近に皇子宮を構えていたことが推定される。ちなみに、長屋王家木簡にも「後皇子命宮」という香具山宮を示すと推定されるものがある<sup>(87)</sup>。

この香具山宮と関連する史料としては『続日本紀』和銅六年五月甲戌条に見える「故皇子命宮」の「飼丁」がある。すなわち、庚午の造籍時には良人とされていた讃岐国寒川郡人物部乱二十六人は、庚寅の造籍時には飼丁とされてしまった。それは、故皇子命の飼丁を検括する使者が誤って飼丁にしてしまったからであり、彼らを良人に戻してほしいという訴えが国司を通じて出され、この願いが認められたというものである。この「故皇子命宮」がどの皇子宮を示すのか明かではないが、草壁皇子の嶋宮あるいは高市皇子の香具山宮が有力と考えられる。いずれの宮を示すとしても、飼丁のような皇子宮に固有の隷属民が存在したことは想定できる。

さらに、天平二年の「大倭国正税帳」には「香山正倉」が見え、養老四年には百七十二石七斗七升、同七年には二百五十九石七升の検欠穀を出したことが報告されている<sup>(88)</sup>。一般に正税帳に記載される正倉には固有

の名前を冠することはなく、抽象化された倉数や貯蓄数のみが報告されているにすぎないことからすれば、とりわけこの場合のみに固有名詞が付いているのは、何か特別な存在であり、由緒ある正倉であった可能性が高い。宮に倉庫が付属することは、嶋宮・小治田宮・和泉宮などに例があるので、この「香山正倉」とは、元来は高市皇子の香具山宮に付属した倉庫群であったと推定される。おそらく、高市皇子の生存中、この正倉は私的な貸稲によって蓄積された稲を納める貯蔵施設として機能していたが、彼の死後は国家に没収され律令制的地方財政機構の一部として利用されたものと推定される。

このように、高市皇子の香具山宮には飼丁などの隷属民や倉庫が付属する相当大規模な施設が存在したと考えられるが、具体的な場所については、香具山周辺に存在したことが推定されるだけで明らかになっていないが、考古学的には三ヶ所ほどの候補地がある。第一は藤原宮東南隅の第十五次調査区で、第二は左京六条三坊の第四七・五十次調査区、第三は興善寺遺跡である。

第一の藤原宮東南隅の第十五次調査区では、藤原宮造営以前の施設として、柱穴が方メートルほどの規模を有する東西塀とこれから直角に北に折れる南北塀があり、その外側には平行した溝が確認された。その南には方位を異にして掘立柱の門とこれにとりつく東西塀、これらと重複する掘立柱建物がみつまっている<sup>(89)</sup>。木下正史氏は、藤原宮造営前に大規模な塀によって区画を設けた、重要な施設が存在したことを想定され、香具山宮の有力な候補地とされた<sup>(91)</sup>。しかし、これは藤原宮外側の外周帯

に位置する遺構であり、宮造営とともに壊されたとするならば、持統十年まで生存した高市皇子の宮とするにはふさわしくない。

第二の左京六条三坊の第四七・五十次調査区では、奈良時代の遺構から「香山」という墨書土器が多数出土し、出土した木簡にも稲およびその収納に関係したものがあることから、「香山正倉」が付近に存在したことが指摘されている。しかし、この場所に正殿を中心とする右大臣相当地の宅地班給面積に相当する四町規模の大規模な掘立柱建物群が建設されるのは条坊間路を造営した後の藤原宮後半期であり、高市皇子の生存期間とはやはり一致しない。<sup>(92)</sup> しかも、宅地ではなく官衙的な色彩が強いとされるのは問題となる指摘である。この付近に「香山正倉」が存在したことは確実であるが、宮本体ではないと推定される。

第三の興善寺遺跡（現檀原市戒外町、香久山東南麓）では、七世紀末から八世紀初頭にかけての大型掘立柱建物が見つかっている。建物は七間×四間（東西約二二メートル・南北約二二メートル）の東西棟で、柱の直径は約四十センチメートルあり宮殿クラスの規模とされ、一本柱塀や通路も確認されている。<sup>(93)</sup> 断定的なことは言えないが、規模や時期、立地の上からすればここを高市皇子の香具山宮に比定しても不都合はないと思われる。香具山興善寺文殊院を『西国三十三所名所図会』や『和州旧蹟幽考』などは持統天皇の離宮の跡とするが、高市皇子への挽歌を誤って引用するなど誤解がある。宮跡を寺とする例は古代では多く、後に興善寺という寺名になったことも、「香山」の表記から変化したものと考えられる。

もう一つの例として忍壁皇子の雷丘宮をとりあげたい。史料としては次のようなものがある。

『日本書紀』朱鳥元年七月戊申条

雷光<sub>ニ</sub>南方<sub>一</sub>、而一大鳴。則天<sub>ニ</sub>災於民部省藏庸舎屋<sub>一</sub>。或曰、忍壁皇子宮失火延、焼<sub>ニ</sub>民部省<sub>一</sub>。

『万葉集』卷三―二三五番歌

天皇御<sub>ニ</sub>遊雷岳<sub>一</sub>之時、柿本朝臣人麿作歌一首

大君は 神にし座せば 天雲の 雷の上に 廬らせるかも

右、或本云、猷<sub>ニ</sub>忍壁皇子<sub>一</sub>也。其歌曰、

王は 神にし座せば 雲隠る 雷山に 宮敷きいます

文献からは、忍壁皇子が雷丘周辺に居住したことが確認される。一方、発掘成果によれば、雷丘の北北西二百メートルには天武朝末から奈良時代前半にかけての大規模な四面庇建物と、その西方に廊状に並ぶ二本の南北柱列が検出され官衙または宮の可能性が高いとされている。注目されるのは、中心建物である四面庇建物が岸氏復原案の藤原京左京十一坊三坊西南坪の中軸線にほぼ合致することである。十一以南では条坊道路が発見されていないが、はじめて条坊に則した遺構が発見された。<sup>(94)</sup> 天武朝末期から藤原京の条坊区画が意識された占地がなされていることは、重要である。しかし、東二坊大路想定地などの具体的な道路痕跡が周辺では検出されていないことも無視できない。天武朝において新益京につながる条坊道路の造営が初期から計画され、末年までには具体的な造営が開始されていたことが確認される。もしこの遺跡が忍壁皇子の雷丘宮

とするならば、宅地班給との関係からどのようなことがいえるだろうか。平城京の宅地班給の事例では、京南部にはこのような大規模な宅地は班給されなかったと考えられる。持統五年の宅地班給の詔が位階制秩序に基づく宅地の強制割替えをおこなったとするならば、京南端における皇子宮のこうした占地はありえないであろう。

一方、興善寺遺跡を高市皇子の香具山宮に比定するならば、藤原京からは極めて近接する位置になり、この宮に加えてさらに京内に宅地班給がなされた想定することは不自然である。すでに香具山宮は持統五年の宅地賜与の段階には存在し、そこは先述したように天武朝の段階から京内と観念されていたのであるから、前述の宅地賜与の詔の意義は、少なくともこの場合には、新たな宅地を京内に班給することではなく、現状追認的に高市皇子による香具山宮の京内占地を承認したことを示すのではなからうか。おそらく位階制秩序の徹底を主要な目的にしたのではなく、その前提として京内が天皇の地であることを諸臣や諸王に確認させることが、この場合の眼目であったと推定される。奈良時代の宅地班給との違いとして、班給面積が広いこと、「賜」と「班給」の用字の違い、勤位以下は位階の高下ではなく戸の規模に応じた班給であること、特定個人を例外扱いしている点などを指摘したが、すでに京内に造営されていた宅地については、新たな班給をしなかったと理解するならばこうした違いは理解しやすいのではなからうか。つまり、班給面積が広いのは京域を岸説のように当初から狭いものに限定しなかったから可能になったのであり、京内の占有面積は従来からの広さを基本的に変更しな

いことを原則にしていたためと考えられる。大多数を占める下級官人に對して、位階制秩序ではなく戸の大小で区分したのは、現に京内に存在する戸ごとの占地を原則的に承認するという現実的な対応をするためであったと思われる。右大臣という特定個人が例外とされたのも、丹治比嶋がすでに京内に四町規模の邸宅を有していた可能性も指摘できる。このように宅地班給の中味が奈良時代とは大きく異なるために、「班給」ではなく「賜」という用字で表現されたと推測される。

以上によれば、持統五年の段階では少なくとも皇子宮を含めた完全な形での位階制秩序に従った京内宅地の割り換えは行われなかったと理解するのが整合的と思われる。皇子宮は条坊制都城として形成された藤原京とは無縁の存在であったとか、新しい都城としての藤原京ができて、なかなかそこに動こうとしなかった皇子たちという理解が正確でないことは、これまでの考察から明瞭になったと思われる。通説とは反対に、新益京の段階には、「宅地賜与」という形で、皇子宮自体が新たに設定された天皇の支配地である京内への居住を強制されたのであり、形式的には天皇の支配する地である新益京内に取り込まれた側面が存在したと考えられる。

なお、高市皇子の香具山宮に同居した但馬皇女は、高市皇子の死後は自己の宮を藤原京内に経営することになる。それは「多治麻内親王宮」の家政機関の役人が薬を請求したという木簡の記載による。

・受被給薬 車前子一升 西辛二兩  
久參四兩 右三種

・多治麻内親王宮政人正八位下陽胡甥<sup>(95)</sup>

この木簡は「正八位下」という位階の記載から大宝令以後であることが知られ、伝統的な「宮」号表記を除けば、家産と家政機関の実質に対する律令制的な制約が加わった状況が確認できる。<sup>(96)</sup> こうした変化は、後述する大宝令施行に伴う新益京の再編に連動したものと推定される。

#### (四) 京職と東西市の成立

次に、京職の成立について、関係史料を提示するならば次のようになる。<sup>(97)</sup>

A、『日本書紀』天武十四年三月辛酉条

京職大夫直大参許勢朝臣辛檀努卒。

B、『日本書紀』持統三年七月丙寅条

詔左右京職及諸国司、策習射所。

C、『統日本紀』文武元年九月丙申条

京人大神大網造百足家生嘉稻。

D、『統日本紀』文武三年正月壬午条

京職言、林坊新羅女牟久売、一産二男二女。賜緇五疋、綿五疋、

布十端、稻五百束、乳母一人。

E、『統日本紀』大宝二年正月乙酉条

正五位下美努王為左京大夫。

F、『統日本紀』大宝三年六月乙丑条

以從四位上大神朝臣高市麻呂為左京大夫。

G、『統日本紀』慶雲元年七月丙戌条

左京職獻白鷺。

H、『統日本紀』慶雲三年三月丙辰条

右京人日置須太売、一産三男。賜衣糧并乳母。

I、『統日本紀』和銅元年三月丙午条

從四位下布勢朝臣耳麻呂為左京大夫。正五位猪名真人石前為右京大夫。

J、『統日本紀』和銅元年八月庚辰条

兵部省更加史生六員。通前十六人。左右京職各六員。主計寮四員。通前十人。

K、『統日本紀』和銅元年九月壬戌条

從四位下息長真人老為左京大夫。

L、『統日本紀』養老元年正月己未条

中納言從三位巨勢朝臣麻呂薨。小治田朝小徳大海之孫、飛鳥朝京職直大参志丹之子也。

M、奈良県五條市東阿太町出土「山代真作墓誌」<sup>(98)</sup>

所知天下自輕天皇御世以来至于四繼仕奉之人河内国石川郡

山代郷從六位上山代忌寸真作 戊辰十一月廿五日□□逝因

又妻京人同国郡郷移蚊屋忌寸秋庭 壬戌六月十四日□□逝

N、平城宮出土木簡<sup>(99)</sup>

・関々司前解近江国蒲生郡阿伎里人大初上阿<sup>[伎]</sup>勝足石許田作人

・同伊刀古麻呂<sup>大老女右二人左京小治町大初上笠阿曾弥安人右二送行乎我郡 鹿毛杜馬歳七 里長尾治都留伎</sup>

〇、「養老職員令」左京職条

左京職右京職准此、官司一

大夫一人掌<sub>下</sub>左京戸口、名籍、字<sub>三</sub>義百姓、糾<sub>三</sub>察所部、貢奉、孝義、田宅、

雑徭、良賤、訴訟、市廛、度量、倉廩、租調、兵士、器仗、道橋、過所、關

遺、雑物、僧尼名籍事、亮一人、大進一人、少進二人、大属一人、

少属二人、坊令十二人、使部卅人、直丁二人、

P、「養老戸令」置坊長条

凡京每<sub>レ</sub>坊置<sub>二</sub>長一人、四坊置<sub>二</sub>令一人<sub>一</sub>掌<sub>下</sub>檢<sub>二</sub>校戸口、督<sub>二</sub>察奸非、催<sub>下</sub>

驅賦徭<sub>上</sub>

ここでまず問題となるのは左右京の成立時期である。史料によれば、文武三年(六九九)まではA「京職大夫」・C「京人」・D「京職」などが見え、左右に京が分化していなかったことが確認される。喜田貞吉や岸俊男氏がすでに指摘されているように、Bの「左右京職」の「左右」の別は潤色か追記の可能性が高く、少なくとも大宝令の制定される大宝元年(七〇一)以前に左右の別はなかったと推定される<sup>(地)</sup>。このうち、Aとしては同一人物のことであり、「京職大夫」と「京職」が同一の職名を示していることになる。出典が異なるものではっきりしないが、律令制下に編纂された『統日本紀』が長官である大夫の表記をせずに、単に「京職」としたのは、当時の京職がまだ四等官構成を採用しておらず、官司と官職の未分化が状態にあったことを示していると考えられる。一人の人物が京職という官司の職掌を人格的に体现していた段階であろう。

さらに、持統三年(六八九)のB「左右京職」を除けば、慶雲三年(七

〇六)のH「右京人」まで、左京および左京大夫の表記しか見えないのは、やや不自然に感じられる。EとFによれば、京職の長官である大夫

の任命が大宝二年と三年に連続して「左京職」のみに行われていることになり、両者が並んだ形での補任は和銅元年(七〇八)まで遅れている。

先述したように左右京職の管掌下にある東西市の設定が大宝三年(七〇

三)であり、京城の確定が慶雲元年(七〇四)であることからすれば、

左右京への分化は厳密に言えば美努王を「左京大夫」とした大宝二年正

月以前、つまり大宝令制定と同時にではなく、実質的には慶雲元年の京城

設定以後と考えられる。おそらく大宝年間の「左京大夫」任命は正確な

表記ではなく、上位にある「左京」で代表させて「京職大夫」の任命を

表現したのではなからうか。たとえ、大宝元年の時点で左右に分化して

いたことが事実としても、東西市が設定され、左右京の京城が確定しな

ければ左右の京職は十全に機能しないのであり、さらに宅地班給などの

文書行政を実際に担当する史生の新置<sup>(地)</sup>が、右京大夫が初見した直後の和

銅元年まで遅れるのであるから、左右京職の整備が段階的に行われてい

ったことだけはまちがいない。

左右京職への分化に関連して、京城の確定については『統日本紀』慶

雲元年十一月壬寅条の記述が問題となる。

始定<sub>三</sub>藤原宮地。宅入<sub>三</sub>宮中二百姓一千五百五烟、賜<sub>レ</sub>布有<sub>二</sub>差。

藤原宮への遷都後、しばらくしてから京城が確定したと解釈できるため、

従来は難解な史料とされ、必ずしも整合的な解釈は提示されてこなかっ

たといえる。これまで述べてきたように、新益京の範囲が广大で不整形であり、持統五年の宅地賜与が不完全な宅地班給であったとするならば、この記事こそが、第二の宅地班給記事であり、律令制的な条坊制都城の成立を示すものと考えられる。すなわち、藤原宮地を定めるとは、京城の限定にはかならず、おそらくは岸復原案の規模に縮小することを宣言したと考えられる。また宮中に入った百姓の宅一千五百五畑とは、敵密な「京戸」の選定であり、宅地の割替えに伴う移動・建設費用として布が与えられたと推定される。京城が縮小されたと考えerことは不可解かもしれないが、京城自体は倭京の形態でも必要であったのであり、稠密な律令制都城よりもむしろ広大な広さが必要とされていた。つまり、大王との人格的を基礎とする形態では同一職掌を整理統廃合することが原理的に不可能なため、お互い統属関係にない伴造層の量的拡大のみが進むと考えられる。中臣と忌部、阿曇と膳部などといった同一職掌の並存は、大和政権の基本的な結合原理が大王との人格的隷属関係を基礎とする以上、避けられないものであり、こうした横並びの量的拡大が必然化したと考えられる。平安初期において論争となった『古語拾遺』『高橋氏文』などの成立の遠因は、こうした同一職掌の並存という拡大原理の問題に帰結する。官司と官職の未分化、天武の殞における誅の個別性、前期難波宮の朝堂院区画の巨大さ、などからすれば、この段階の官人は依然として貢納・奉仕の関係を基盤とし、天皇との一対一の関係を重視していたのであり、集住段階における京城は广大にならざるをえなかったと考えられる。しかし、京城の成立と条坊制に基づく特別行政区

画の成立はあくまで別であり、京職―坊令―坊長の体制や一般京戸の成立時期こそが問題となる。条里と条坊道路の質的差異については、喜田貞吉や狩野久氏が強調されるように重要であるが、<sup>(102)</sup>そのみでは都城は成立しないと考えられる。なるほど、新益京の道を天皇がわざわざ視察したのは、その道路が従来の道路と大きく趣を異にしているためであり、宮城を中心に大小の道路を作ることは、条里制地割と道路の占める比重がまったく違う点で重要であり、その点にこそ倭京と新益京との大きな段階差を認めることができるのであるが、新益京を完全な条坊制都城として位置づけることができない理由は、D「林坊」やN「左京小治町」などという地名を条坊名に使用し、教詞による表記がなされていないことが指摘できる。これは、完全な条坊道路の造営や左右対称の京城、位階制原理による宅地班給などの点で不十分であったからと考えられる。<sup>(103)</sup>

新益京が条坊制都城として不十分な形態であったのは、東西市の未成立という点からも指摘できる。東西市の成立は、『扶桑略記』によれば大宝三年(七〇三)である。また、<sup>(104)</sup>慶雲二年(七〇五)六月には市の南門を閉じて祈雨をしたとある。東西市は職員令の規定によれば京職の配下にあり、左右京職がそれぞれ東市と西市を管理することになって<sup>(105)</sup>いた。少なくとも大宝三年以前においては、まだ左右に分化していない京職は東西市を管掌していなかったことになる。おそらくは、新益京の段階でも倭京の段階から存在した軽市と海石榴市を基本的に継承していたことが想定される。<sup>(106)</sup>岸俊男氏によれば、倭京の東北と西南の出入口に、海石榴市と軽市が対称的に置かれ、同時に大道の起点として駅家的機能を果

たしていたとされる。<sup>(107)</sup> 旧来の市は道路が交差する衢に設定され、歌垣・邪霊祓除・処刑・祈雨・死者との交霊など経済的な機能も果たし、倭京段階の大和王権にとって重要な拠点の一つとなっていた。<sup>(108)</sup> この二つの市以外にも、『日本書紀』持統三年十一月丙戌条には「於中市、褒美追広武高田首石成之閑於三兵賜物」という記事が見え、「中市」で武術にすぐれた人物を表彰したとある。また、藤原宮の北面中門(猪使門)から出土した木簡に、

- ・ 於市<sup>(109)</sup>遣糸九十斤 蝦王 猪使門
- ・ 月三日大属従八位上津史岡万呂<sup>(110)</sup>

と墨書したものがあり、蝦王門(北面東門)あるいは猪使門(北面中門)から出て市で糸九十斤を売却することを記している。官位の記載からは大宝以降の年代が推定される。前田晴人氏は、中市と中ノ川・中つ道との類同性、市杵島神社の存在などから、これらの市を横大路と中つ道が形成する衢に古くから存在した市に比定するが、妥当な見解と思われる。<sup>(111)</sup> この「中市」は、岸氏による藤原京復原案の東北の京極に位置するところから、その成立時期が問題となるが、やはり持統三年の段階ですでに令制上の官市が新たに設定されていたとすることは難しく、新益京の段階では旧来の衢を利用した市がその都城計画の中に組み入れられたと考えられる。おそらく海石榴市は藤原宮から遠いため新益京の段階では中市が重視されるようになったと考えられ、軽市と中市が藤原宮を中心に対称の位置に存在することは重要であり、官市たる東西市の設定以前はこの二つの市を中心として機能したと推定される。木簡によれば、大宝

令以後も中市が機能したことは確実であり、東西市との並存状態も想定され、倭京以来の古い要素を引きずっていることは、藤原京の都城としての未熟さを示していると考えられる。なお、旧来のこうした市を廃止するには京域の限定が必要であり、岸氏の復原案は左右京への分化、条坊制、東西市が実施された藤原京の段階にこそふさわしい。

新益京の整備が遷都後も行われたことについては、儀式の場の変化からも論じることができる。斉明朝以来、辺境民に対しては飛鳥寺の西の広場で供宴するのが恒例であった。『日本書紀』によれば、こうした記事は新益京への遷都後である持統九年まで散見する。<sup>(112)</sup>

齊明三年七月 須弥山の像を飛鳥寺の西に作る。于蘭盆会を設け都貨邏人を饗す。

齊明五年三月 廿檀丘の東の川上に須弥山を造って、陸奥と越の蝦夷を饗す。

齊明六年五月 石上池の辺に須弥山を作る。肅慎四七人を饗す。

天武六年二月 多祢嶋の人等を飛鳥寺の西の槻のもとに饗す。

天武十年九月 多祢嶋の人等を飛鳥寺の西の河辺に饗す。

天武十一年七月 隼人等を明日香寺の西に饗す。種々の楽を奏す。乃て禄を賜う。

持統二年十二月 蝦夷の男女二三人を飛鳥寺の西の槻のもとに饗す。乃て冠位を授けて、物を賜う。

持統九年五月 隼人の相撲を西の槻のもとに観る。

倭京の段階から、新城を経て、新益京の段階まで、辺境の民を飛鳥寺の

西の広場で饗していることが確認できる。藤原宮への遷都後も、倭京段階の古い要素である、儀式の場の分散性を克服していないことが指摘できる。儀式の場が明確に変化するのには文武朝になってからで、藤原宮内の大極殿・朝堂院に移動する<sup>(12)</sup>。

以上によれば、藤原宮を中心とする都城においても、浄御原令制下の新益京の段階と大宝令制下の藤原京では大きく様相を異にし、前者の段階では律令的な条坊制都城とはまだいえないことが明らかになったと思う。

### 三 倭京から藤原京への展開

#### (一) 倭京

本章ではこれまで個々の要素から論じてきた都城制の成立過程を各都城の段階ごとにまとめて総括しておきたい<sup>(13)</sup>。

まず、倭京については、すでに宮・宅・寺・市・広場などの集合体であり、条坊地割はまだ施行されていないこと、大王宮への集中度は弱くその範囲は飛鳥を中心とする漠然とした地域であることなどが明らかにした。この時期の「京」は藤原京以降と比較するならば、広大な領域性・分散性・多元性を特色とし、耕地に施行される条里制と明確に区分された条坊制の施行、特別行政区画化された京職の設置、王族・官人の集住などの点で不十分であり、ブレ都城制の段階と規定できる。

#### (二) 新城

倭京はすでに斉明朝段階において宮材が不足したとあるなど、地形的制約によって開発の限界に達していたうえに浄御原宮(天武天皇の宮)・嶋宮(草壁皇子の宮)・皇后宮(後宮・持統皇后の宮)および飛鳥寺西方の広場(儀式の場)という王宮・儀式の場の分散性が問題となっていた。そこで「新城」という名称で天武五年頃から不整形ながら条坊地割施行を伴う飛鳥北方への倭京城拡大(大藤原京城)が計画された。その根拠としては天武八年(六七九)から文武二年(六九八)まで外国使節の入京がないこと、儀式の場がこの前後で、飛鳥寺の西の広場から藤原宮の大極殿・朝堂院に変化すること、天武九年(六八〇)発願の薬師寺は条坊区画を意識して占地していること、などが指摘できる。こうした倭京城の拡大は官人の集住化に対処するためで、無秩序な京城の拡大傾向に一定の歯止めを行うものであった。ただし、宅地班給のない集住の段階であり、分散的であった。官司と官職の未分化、天武の殞における誅の個別性、前期難波宮の朝堂院区画の巨大さ、などからすれば、この段階の官人は依然として貢納・奉仕の関係を基盤とし、天皇との一対一の関係を重視していた。さらに、藤原宮に先行して条坊遺構に規制された集落建物が存在し、条坊施行と宮造営時期に大きな時間的隔たりが存在することからすれば、宮より京が先行していたと推定される。藤原宮がまだ新城内部に想定されていない段階であり、大内裏はまだ存在しなかったことになる。つまり、旧来の倭京(浄御原宮)との一体性により

はじめて機能し、条坊部分だけでは自己完結しない不十分な都城であったといえる。天武朝において「京師」と称されたのは旧来の倭京にこの新城を含めた地域で、京内二十四寺や飛鳥周辺の皇子宮を含んでいたと推定される。

### (三) 新益京

天武朝の「新城」に対して、「新益京」は藤原宮を中核とする都城計画で、浄御原令の施行に対応した都城であった。難波宮の焼失による復都制計画の挫折や、天武・草壁の死に伴い、浄御原宮・嶋宮・皇后宮の体制が破綻した。そして、持統の皇后宮(天皇の内裏)・軽皇子の皇子宮(皇太子の東宮)および浄御原令官制に対応した官衙群などを主要な構成要素として藤原宮が新益京内に造営されることになった。そして、宅地賜与、京職の設置などの措置がこれと連動した。しかし、藤原京と新益京の構想はまだ同一ではなく、両者には時間差が存在したことに留意しなければならない。林坊・小治町などの固有条坊名称が先行していることからすれば十二条八坊から構成される藤原京域とは異なる不整形の拡大藤原京域で構想されたい。

### (四) 藤原京

藤原京は大宝令の施行に対応するもので、京城の再編・凝集化が伴ったと推定される。大宝期における文武による新宮完成、左右京職への分化、東西市の設置などの措置はこうした藤原京の整備に関わるものと推

定される。そして、慶雲元年(七〇四)の「始めて藤原の宮地を定め、宅宮中に入る百姓一五〇五烟に布を賜う」という記事こそが十二条八坊から構成される藤原京域の最終的設定を示すものと考えたい。和銅元年(七〇八)において左右京職に史生六員の設定記事が見え、それ以前には京職の史生が見えないことは、ようやくこのころにいたり京職事務(宅地班給)の増加が本格化したことを示すと考えられる。しかしながら、皮肉なことに藤原京が最終的に完成する頃にはすでに平城遷都の計画(『統日本紀』和銅元年二月戊寅条)が進行しており、周辺に倭京や大藤原京域など古い要素を引きずる藤原京は大宝令制下の都城としては凝集化が不十分であったといえる。

これまで藤原京にいたる都城の変遷を見てきたが、ようやく完成した藤原京の画期性と残された課題についてまとめておきたい。まず画期性だが、第一に天皇が居住し、政務を処理する大内裏に機能が集中し、京内諸施設に対する隔絶性が指摘でき、第二としては、京内への条坊施行・宅地班給による均質性・計画性・対称性が注目される。こうした都城の持つ本質は平城遷都の詔に「帝皇之邑」「百官之府」という語的確に表現されている。つまり、「帝皇之邑」とは臣下の邸宅・王族の宮などから隔絶した天皇の宮が都城の中心に存在することであり、「百官之府」とは位階制秩序で組織され、王権に従属させられた官人の集住、宅地班給が整然と行われた状況を示しているのである。すなわち、諸臣に対する天皇の超越性の確立と代替わりに影響されない官僚機構の成立が指摘できる。もちろん、藤原京段階では人格的結合を基礎とする氏族

制的な原理から脱却して天皇の絶対化、豪族の官人化が急速に進行し、古代国家の成り立ち期として位置づけられるのであるが、平城遷都が藤原京の完成直後から計画されたように、残された課題も存在した。まず第一は、太上天皇・天皇・皇后（皇太后）・皇太子の宮が解体されないまま内裏内に混在したことである。皇祖母（スメミオヤ）宮・大王宮・妃宮・皇子宮の系譜を引く各宮が家産と家政機関の実質を温存したまま都城内に存在したのである。天皇による政治が十全に機能しない場合にはこれら各宮の主人が一定の発言権を有し、補完的役割を果たしたのであるが、天皇に対する権力の一元化という点では不十分な段階であったといえる。第二には上日と代耕の祿、田假、田野の占有、京戸の京外への浮浪などの事項からうかがえるように、官人たちが「みやこといなかの両貫性」を有したため、不十分な集住・官人化しか達成できなかったことが指摘できる。

### おわりに

倭京的な宮都は、大和王権が大王と王族・豪族との人格的な関係を基礎とするのに対応し、大王宮の周辺に皇子宮や豪族の居宅が散在する景観を示す。大王による人格的支配を基礎を置くため、代替わりごとの支配機構の再編に対応して、「遷宮」が必要とされた。これに対して、律令制下の都城制の特徴は、天皇の住居たる内裏が京内の他の邸宅とは隔絶した存在となり、王族・貴族から一般百姓に至る位階制秩序を京とい

う平面空間で実現させたことにある。律令制下の京は、在地との関係から開放された官人が、数詞によって表示された人為的条坊空間内に、位階に応じて位置と規模を定めた宅地を班給され、天皇の支配地という觀念を意識的に作り出す場であり、京戸としての一体性・平等性と優越性を感じさせる場であった。以上によれば、前代とは異なる官僚制・天皇制が成立する原理的転換の軌跡として都城は位置づけられる。

本稿では都城の形成と古代国家の成立を相即的な関係から論じ、宮と京、条坊道路と条坊制、宅地班給と宅地賜与の区別や計画と造営の時間差など、これまで同一視され、あまり留意されることの少なかった点についても厳密に区別したうえで、倭京から藤原京の最終的成立に至る過程を考察してきた。

律令制度の確立について、旧来は大宝令の成立・施行と同時に全国に浸透し、以後は律令制の崩壊過程として理解するのが一般的であったが、近年は天平期や平安初期を第二、第三の画期とし、比較的長期間を律令制の成熟過程として位置づける説が有力化しつつある。だとすれば、条坊制都城のみが短期間に成立したとするのは問題であり、遷都の行われなくなる平安京段階までを視野に入れた都城論が今後は要求されるのではなからうか。平城京以後については、言及することができなかったが、基本的な視角としては藤原京において残された課題が以後の遷都において解消されていく過程であると理解している。詳細は別稿で論じることとし、ひとまず擱筆しておきたい。

註

- (1) 狩野久「律令国家と都市」(同『日本古代の国家と都城』東大出版会、一九九〇)。
- (2) 岸俊男「京域の想定と藤原京条坊制」(奈良県教育委員会『藤原宮―国道一六五号線バイパスに伴う宮域調査―』一九六九年)所収、のち「緊急調査と藤原京の復元」と改題して岸俊男『日本古代宮都の研究』八岩波書店、一九八八に再録)。
- (3) 拙稿「古代国家における都城と行幸」(『歴史学研究』六一三、一九九〇年)。
- (4) 岸前掲註(2)論文および井上和人「調査研究のあゆみ」(飛鳥資料館『藤原宮―半世紀にわたる調査と研究―』一九八四)には「藤原京論争」にいたる戦前までの研究史のまとめがあり、近年の「大藤原京論」を中心とする京域論については阿部義平「新益京について」(『千葉史学』九、一九八六)が諸説の論点を整理して有益である。なお、前掲の奈良県教育委員会『藤原宮』付章三には昭和四三年(一九六八)までの藤原宮(京)関係論文目録がある。
- (5) 喜田貞吉「藤原京考証」(『歴史地理』二一一・二・五、一九一三、のち同『帝都』八日本学術普及会、一九一五)に所収)。
- (6) 『藤原宮址伝説地高殿の調査』(一)、『日本古文化研究所報告』二、一九三六、『藤原宮址伝説地高殿の調査』(二)、『日本古文化研究所報告』一一、一九四一)。
- (7) 喜田貞吉「藤原京再考」(『日本都制と藤原京』(『夢殿』一五、一九三六、のち同『藤原京』八鶴故郷舎、一九四二)に所収)、足立康「藤原京拡張説」(『史蹟名勝天然記念物』一一一七、一九三六)、喜田貞吉「藤原宮移転説に就いて」(『史蹟名勝天然記念物』一一一八、一九三六、のち同『藤原京』に所収)、足立康「再び喜田博士の藤原宮説に就いて」(『史蹟名勝天然記念物』一一一九、一九三六)、喜田貞吉「藤原京と藤原宮との事に就いて」(『史蹟名勝天然記念物』一一二〇、一九三六)、足立康「三

- たび喜田博士の藤原宮説に就いて」(『史蹟名勝天然記念物』一一一一、一九三六)、喜田貞吉「藤原京と藤原宮とに就いて」(『史蹟名勝天然記念物』一一一二、一九三六)。なお、この前後には喜田貞吉「本邦都城の制」(戦前版『岩波講座日本歴史』一九三四)、足立康「藤原宮の位置について」(『史蹟名勝天然記念物』一〇一四、一九三五)、足立康「藤原京の左右両京」(『大和志』二一三、一九三五)、足立康「藤原京」(『歴史教育』一四一一、一九四〇)などの論考がある。
- (8) 岸俊男前掲註(2)論文によれば、神社の現鎮座地は坂にふさわしくなく、鶯栖坂は朝堂院の南にある現日高丘陵と考えられている。
- (9) その後昭和二九年(一九五四)に修正説を発表する(田村吉永『飛鳥京藤原京考証』八綜芸舎、一九六五)に所収)。京内の北方中央、東西四町・南北五町を宮域とし、東西十六町・南北二四町の京域を想定する。香具山の南に東西六町・南北八町の外京を設定した点が特色であるが、条里制地割の方二町を一坊とする点に問題が残る。
- (10) 足立康「藤原京」(前掲)。
- (11) 岸俊男前掲註(2)論文、同「飛鳥から平城へ」(同『日本古代宮都の研究』)、同「藤原京の復原」(NHK大学講座『日本の古代宮都』日本放送出版協会、一九八一)。
- (12) 今泉隆雄「書評岸俊男著『日本古代宮都の研究』」(『日本史研究』三三三六、一九九〇)。
- (13) 奈良県立橿原考古学研究所「橿原市四条遺跡発掘調査概報」(『奈良県遺跡調査概報』一九八七年度)所収の「第2表 藤原京関連条坊遺構一覧」による。
- (14) 井上和人「藤原京―新益京造営に関する諸問題―」(『仏教芸術』一五四、一九八四)によれば、大官大寺の調査で十条大路の存在は確実であるが、十二条条間小路と東二坊坊間小路の交差点に位置する「小墾田宮推定地」や十一条大路が想定される和田麿寺付近からは条坊痕跡が確認されなかつたという。

- (15) 秋山日出雄「藤原京の京城考―内城と外京の想定―」(『考古学論攷』四、一九八〇)、同「藤原京と飛鳥京の京城考」(『地理』二五―九、一九八〇)、同「八省院―朝廷院の祖型―」(大阪市文化財協会『難波宮址研究』第七論考篇、一九八二)、同「日本古代都城制の源流」(舟ヶ崎正孝先生退官記念会『畿内地域史論集』大阪教育大歴史学研究室、一九八二)。
- (16) 前掲註(13)概報。
- (17) 井上和人前掲註(14)論文。
- (18) 千田稔「倭京・藤原京問題と地名」(『地理』七月臨時増刊号、一九八二)、同「道と地割の計画」(『歴史地理学における「復原」から「意味論」へ』同『古代日本の歴史地理学的考察』岩波書店、一九九一、初出は一九八一と一九八二)、同「飛鳥と藤原京の景観復原図」(『地理』三三―六、一九八八)。
- (19) 平城宮出土過所木簡八一―九二六号(奈良国立文化財研究所『平城宮木簡二解説』、一九七五)。
- (20) 西本昌弘「天武紀の新城と藤原京」(『信濃』四二―四、一九九〇)。
- (21) 井上和人前掲註(14)論文。
- (22) 井上和人「古代都城制地割再考」(『研究論集Ⅶ』奈良国立文化財研究所学報四一、一九八四)。
- (23) 阿部義平前掲(4)論文。
- (24) 押部佳周「飛鳥京・新益京」(直木考次郎先生古稀記念会『古代史論集』上、塙書房、一九八八)。その他、藤原京条坊に言及した研究としては、楠元哲夫「遺跡総論」(『檀原考古学研究所』檀原市院上遺跡』一九八三)、湊哲夫「飛鳥浄御原京の基礎的考察」(『日本史論叢』一〇、一九八三)などがある。
- (25) 大脇潔「新益京の建設」(新版『古代の日本』六近畿』、角川書店、一九九一)。奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』六・一七、一八、一九六七・一九八七・一九八八。
- (26) 井上和人前掲註(14)論文、同「調査研究の成果」(飛鳥資料館『藤原宮』)。
- (27) 鬼頭清明「藤原宮下層大溝出土の木簡について」(『日本歴史』三七四、一九七九)、同「藤原京条坊遺構について―近年の発掘調査結果から―」(『仏教芸術』一二二、一九七九)、奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡二解説』一九八一。
- (28) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』六、一九六七。
- (29) 奈良国立文化財研究所『飛鳥・藤原宮発掘調査概報』二〇、一九九〇。
- (30) 『日本書紀』天武十四年三月辛酉条、同十一年三月甲午朔条、同己酉条。
- (31) 『日本書紀』天武五年是年条、同十一年三月甲午朔条、同己酉条。
- (32) 『万葉集』卷十九―四二六〇・四二六一番歌。
- (33) 『日本書紀』天武六年十月癸卯条、同八年十一月是月条、同十二年十二月庚午条。
- (34) 岸俊男「日本における『京』の成立―大宰府と都城制―」(同『日本古代宮都の研究』)、同「飛鳥と宮都②謎の倭京」(『明日香風』二、一九八二、のち同『古代宮都の探求』八塙書房、一九八四に所収)。
- (35) 浅野充「律令国家と宮都の成立」(『ヒストリア』一二二、一九八九)。
- (36) 西本昌弘前掲註(20)論文。
- (37) 木下正史「藤原宮域の開発―宮前身遺構の性格について―」(奈良国立文化財研究所『文化財論叢』同朋舎出版、一九八三)は、天武朝の倭京が後の藤原宮地を含む範囲にあり、条坊制地割を伴っていた可能性を指摘し、宮内先行条坊が倭京に由来するものであったとして岸説を支持する。
- (38) 湊哲夫前掲註(24)論文、阿部義平前掲註(4)論文。ただし、「倭京」が他地域との比較において用いられた名称であるとの指摘は承認できるが、浅野充前掲註(35)論文が指摘するように、難波や近江が終始一貫しては「京」と称されないのはなぜかという点を一方で考えなければならぬのであり、律令制の都城制が成立する以前の「京」概念に対して「倭京」が一定の要件を満たしていた側面は評価しなければならない。
- (39) 井上和人前掲註(14)論文。
- (40) 拙稿「複都城と難波京」(『広報』『歴博』五三、一九九二)。

- (41) 『続日本紀』大宝元年七月戊戌条・慶雲元年十一月壬寅条。
- (42) 『続日本紀』大宝二年二月乙酉条。
- (43) 『続日本紀』大宝二年三月己卯条。
- (44) 『扶桑略記』および『帝王編年記』大宝三年条。
- (45) 岸俊男「日本における『京』の成立」「大宰府と都城制」(同『日本古代宮都の研究』)。
- (46) 北村優季「わが国における都城の成立とその意義」(『比較都市史研究』四二一、一九八五)。
- (47) 北村氏は、都城が宅地班給により天皇の地となるとされ、豪族による宅(ヤク)経営に基礎を置いた私地私民所有を解体し、庚寅年籍を画期として天皇のもとに一元化する公地公民政策により、豪族の「集住」から「結集」への変化が起こったとする見通しを示す。だが、都城内には自立性の強い貴族の家が温存されたとも述べられ、「集住」と「結集」の質的差が判然としない。本来、都城が天皇の地たることと自立性の高い貴族の家とは統治権と土地所有という次元の異なる問題と考えられ比較の対象としては無理がある。むしろ天皇の住居たる内裏が貴族の家とは隔絶した存在になったことが大きな違いではなからうか。私地私民制から公地公民制への展開についても、吉村武彦「改新詔・律令制支配と『公地公民制』」(亀田隆之先生還暦記念会編『律令制社会の成立と展開』吉川弘文館、一九八九)などが批判するように、豪族層による土地領有は、古代的な土地私有とは異なっており、支配機構の氏族制的諸秩序に基づいた、共同体的土地所有が共同体首長に体现される首長制的土地所有と考えられる。諸豪族の宅の経営も「部曲」の領有と同様に大和政権における臣下としての自己の位置に制約されたと考えられる(鎌田元一「王権と部民制」△『講座日本歴史』一、東大出版会、一九八四)および浅野充前掲註(35)論文参照)。さらに、藤原京における条坊制の採用が中国都城の形式を「模倣」した便宜的なものに留まるとすれば、なぜ大宝令以後に方格地割ではなく条坊地割が必要となるのかという都城制固有の発展原理が不明確となる。
- (48) 網干善教「倭京(飛鳥)地割の復原―飛鳥地方の寺院跡を中心に―」(『関西大学考古学研究紀要』三、一九七七)、秋山日出雄「『飛鳥京と大津京』都制の比較研究」(奈良県教育委員会『飛鳥京跡』一、奈良県史跡名勝天然記念物調査報告二六、一九七一)、岸俊男「飛鳥と方格地割」(同『日本古代宮都の研究』)、千田稔前掲註(18)論文。
- (49) 井上和人「飛鳥京城論の検証」(『考古学雑誌』七一―二、一九八六)。
- (50) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」十二・十三、一九八二・一九八三。
- (51) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」十二・十三・十四、一九八二・一九八三・一九八四。西口寿生「飛鳥宮―飛鳥浄御原宮跡推定地における最近の調査を中心として―」(『仏教芸術』一五四)。
- (52) 今泉隆雄「律令制都城の成立と展開」(『講座日本歴史』二、東大出版会、一九八四)。
- (53) 岸俊男「大和の古道」(同『日本古代宮都の研究』)。
- (54) 『日本書紀』天武元年六月是日条。
- (55) 律令制下の都城制でも大路の交差点は「仰左右京職、警護街巷」(『続日本後紀』承和九年七月己酉条)、「七条大路衢」(『日本三代実録』貞観七年五月十三日癸巳条)などと称される。
- (56) 石母田正「古代官僚制」(『石母田正著作集』三 日本の古代国家、岩波書店、一九八九)。
- (57) 吉村武彦「仕奉と貢納」(朝尾直弘他編『日本の社会史』四、負担と贈与、岩波書店、一九八六)。
- (58) 井上光貞「古代日本の王権と祭祀」(『井上光貞著作集』五、古代の日本と東アジア、岩波書店、一九八六)。父子別居説については、当時の分散的な権力構造を考慮し、かつ皇子宮が大王宮へ昇格するという現象面に限ってであれば承認できる。
- (59) 例示的に示すならば、炊屋姫皇后の別業であった「後宮(海石榴市宮)」(『日本書紀』用明元年五月条)、次期大王を議論し、蝦夷を接待した蘇我

蝦夷の「大臣家」(同舒明即位前紀・皇極元年十月丁酉条)、唐客を飾騎で迎えた「海石榴市」(同推古十六年八月癸卯条)、蘇我蝦夷が祈雨を発願した「大寺南庭」(同皇極元年庚辰条)などが見える。皇子宮である斑鳩宮の実態については、拙稿「斑鳩宮」について(『日本歴史』四五一、一九八五)、同「斑鳩宮」の経済的基盤(『ヒストリア』一一五、一九八七)、同「斑鳩宮」の経営について(『国史学』一四〇、一九九〇)、同「上宮王家と斑鳩」(新版『古代の日本』六近畿Ⅱ、角川書店、一九九一)を参照されたい。なお、大王以外に皇子や大臣が各自で新嘗を行ったとあるのは(『日本書紀』皇極元年十一月丁卯条)、支配機構が分散した当該期に適合的な儀礼である。

(60) 拙稿「『大津京』の再検討」(『史観』一一五、一九八六)。

(61) 浅野充前掲註(35)論文。ちなみに、木下正史前掲註(27)論文によれば、藤原宮造営以前の遺構群は大津京への遷都によっても、廃絶するような著しい変化はなかったという。

(62) 狩野久「古代都城と寺院の造営」(同『日本古代の国家と都城』東大出版会、一九九〇)。

(63) 『日本書紀』天武元年六月甲申条には「留守司高坂王」、同己丑是日条には「兵卒や小治田兵庫を管理した」「留守司坂上直熊毛」の記載がある。

(64) 西本昌弘前掲註(20)論文。研究史の詳細は、西本論文に譲るが、近年における各説の主要な論者のみを記しておく。第一の説としては、押部佳周前掲註(24)論文、第二の説としては、千田稔前掲註(18)論文、第三の説としては中山薫「天武紀にみえる新城について」(『続日本紀研究』二五九、一九八八)、第四の説としては飛鳥資料館「藤原宮」前掲註(2)書、西本昌弘前掲註(20)論文、などがある。なお、岸俊男氏の新城に対する解釈には時期により大きな揺れが見られる。同氏の著書『日本古代宮都の研究』所収の諸論文のうち、第一説をとるのは「緊急調査と藤原京の復原」(一九六九)「飛鳥から平城へ」(一九七〇)、第二説としては「都城と律令国家」

(一九七五)「倭京と浄御原宮」(NHK大学講座『日本の古代宮都』前掲註(11)書、一九八二)「倭京から平城京へ」(一九八二)「日本における『京』の成立」(一九八二)「大宰府と都城制」(一九八三)、第四説としては「難波の都城・宮室」(一九七七)がある。当初の第一説から第四説を採用した時期もあったが、基本的には第二説の倭京の条坊都城説を採用する。新城と倭京を新旧の都城として対比的に捉える場合もあるが、藤原京(新益京)以前の京を一括して「倭京」と称していることからすれば、広義の「倭京」段階として位置づけていることは明らかである。

(65) 前掲註(13)概報所収「第1表 藤原京 条坊遺構一覧」。

(66) 註(27)参照。

(67) 藤原宮出土木簡八五二・五三一・五四四・五四五号(奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡二解説』、一九八二)。

(68) 註(27)参照。

(69) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査報告書」藤原宮西方官衙地域の調査Ⅱ、一九七八。木下正史前掲註(37)論文によれば、西方官衙地区以外にも大極殿院西外郭地域、宮南方地域、内裏北外郭・宮北辺地域、大極殿院東外郭地域、宮東辺地域、宮東南地域などで、七世紀後半の遺構が発見されている。

(70) 木下正史前掲註(37)論文。なお、同氏は『日本書紀』に見える斉明朝の造営工事に関連させて、飛鳥周辺に集住しはじめた「官人の居住区」と理解し、一般集落説を否定する。卓越した建物跡が少ないことから、すべてを官人の住居とするわけにはいかないが、一部にはそうした建物跡も存在するのであり、むしろ混在することがこの時期の景観として重要と考えられる。近江への移住が強制された大津京期にもこれら建物が大きな変動をしていないのは「官人居住区」としての性格がまだ弱かったからと推定される。

(71) 註(29)参照。

(72) 前掲註(67)書には、大溝から出土した木簡には贅の貢進付札や舎人官・

陶官などの官名、出勤日数を記したのもあり、律令制下では天皇近侍官司であることから淨御原宮内にこうした官司があったと見えるのが自然で、こうした木簡が宮外から出土するのは不自然であるとの見解が述べられている。しかし、すべての統治機構が大王宮に集中しない「倭京」における分散的な在り方を考慮すれば必ずしも不自然ではない。

- (73) 西本昌弘前掲註(20)論文によれば、天武五年是年条は分注の「注十一月上」の記載から、本来は同十一年是年条に存在したとする。しかし、月と年の誤記の関係が明らかではなく、また或本が十一年条との関係から天智紀のような重複記事と考えて当該条を削ったとも解釈できるので、にわかには従いにくい。

- (74) 註(28)参照。

- (75) 前掲註(13)概報所収「第1表 藤原京 条坊遺構一覽」および「第2表 藤原京関連条坊遺構一覽」による。近年では、北四条大路が溝心々幅で十七メートルであったというデータも得られている(櫃原市千塚資料館「平成3年度埋蔵文化財発掘調査速報」、一九九二)。

- (76) 阿部義平前掲註(4)論文。

- (77) 井上和人前掲註(14)論文。

- (78) 『日本書紀』天武八年正月丙戌条に見える新羅送使の入京以後、『続日本紀』文武二年正月壬戌条の新羅朝貢使まで確実な入京はない。

- (79) 岸俊男「飛鳥と方格地割」(『日本古代宮都の研究』)、大脇潔前掲註(25)論文。

- (80) 前掲註(40)拙稿。

- (81) 山中敏史「律令国家の成立」(岩波講座『日本考古学』六、一九八六)、木原克司「難波宮発掘調査の現状と課題」(『歴史評論』四八九、一九九一)。

- (82) 岸俊男「飛鳥から平城へ」(『日本古代宮都の研究』)。

- (83) 荒木敏夫「日本古代の皇太子」(吉川弘文館、一九八五)。浅野充前掲註(35)論文。

- (84) 阿部義平前掲註(4)論文。ただし、阿部氏は四倍の面積を有する条坊単

位を想定されているので、岸氏の復原案の大きさに換算し直した。

- (85) 岸俊男「倭京から平城京へ」(『日本古代宮都の研究』)。

- (86) 荒木敏夫前掲註(83)書。

- (87) 長屋王家木簡(二九八号) (奈良国立文化財研究所編『長屋王邸宅と木簡』吉川弘文館、一九九二)。

- (88) 『大日本古文书』編年一―三九六頁。

- (89) 拙稿「嶋宮の伝領過程」(『古代史研究』五、一九八六)、『日本書紀』大化二年三月条・同持統四年三月丙辰条、『続日本紀』天平宝字四年八月辛未条、『大日本古文书』編年一―七七八―七九頁。

- (90) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」五、一九七五。

- (91) 木下正史前掲註(37)論文。

- (92) 奈良国立文化財研究所「飛鳥・藤原宮発掘調査概報」十七、一九八七。

- (93) 櫃原市教育委員会「興善寺跡発掘調査現地説明会資料」一九九一、濱口和弘「興善寺跡」(奈良県立櫃原考古学研究所『大和を掘る』一九九〇年度発掘調査速報一)、一九九二)。

- (94) 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部「雷丘北方遺跡現地説明会資料」一九九一、同「雷丘北方遺跡第二次調査現地説明会資料」一九九二。

- (95) 奈良県教育委員会「藤原宮―国道一六五号線バイパスに伴う宮域調査―」、木簡番号七五。

- (96) 詳細は別稿で考察したいが、天武朝以来の皇子宮の解体政策としては、第一に天皇にのみ奉仕する官人見習いとしての大舎人の創出、第二に山沢・嶋浦・林野・池などの収公、封戸所在国の変更さらには収公という家産の制限、第三に王族に対する拝賀の礼の制限、吉野での六皇子の誓約など、天皇に対する忠誠の強制、第四に春日宮・飽波宮・広瀬宮・嶋宮など京外に所在した皇子宮の離宮化または廃絶化などが指摘できる。

- (97) 岸俊男「山代忌寸真作と蚊屋忌寸秋庭―墓誌の史料的一考察―」(同『日本古代籍帳の研究』塙書房、一九七三)にも、平城京以前の左右両京関係

の史料が網羅されている。

- (98) 奈良国立文化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』同朋舎、一九七九。奈良国立博物館『特別展 発掘された古代の在銘遺宝』一九八九。註(19)参照。
- (99) 喜田貞吉「藤原京再考」『日本都制と藤原京』前掲註(7)論文、岸俊男前掲註(97)論文。
- (101) 岸俊男前掲註(97)論文によれば、史料丁の左右京職の史生各六員の設置は、「通前十人」にかけて旧来は各四人であった定員を十人に増やしたように解釈される。しかしながら、兵部省が令制定員十人、主計寮が四人であるのに対応した「通前」の表記で合理的に解釈できるのに対し、左右京職には養老令に規定された史生の定員がないことから、「通前十人」は主計寮のみに関係するのであり、左右京職には和銅元年の時点ではじめて史生各六員が新置され、追加ではなかったと考えられる。
- (102) 喜田貞吉前掲註(5)論文、狩野久前掲註(1)論文。
- (103) 藤原宮周辺に残る「山之坊」「ウラン坊」などの地名も新益京の固有な坊名に由来するかもしれない。
- (104) 『続日本紀』慶雲二年六月丙子条。
- (105) 職員令左京職条・東市司条。
- (106) 軽市および海石榴市については、岸俊男「大和の古道」(同『日本古代宮都の研究』、初出は一九七〇)、和田萃「横大路とその周辺」(『古代文化』二六―二、一九七四)、前田晴人「古代王権と衛」(『続日本紀研究』二〇三、一九七九)、同「倭京の実態についての一試論」(『続日本紀研究』二四〇・二四一、一九八五)などに詳しい。
- (107) 岸俊男前掲註(106)論文。
- (108) 小林茂文「古代の市の景観―流通外の機能を中心に―」(早稲田大学大学院『文学研究紀要』別冊八、一九八二)。
- (109) 藤原宮出土木簡八十二号(奈良国立文化財研究所『藤原宮木簡一解説』一九七八)。岸俊男「日本の宮都と中国の都城」(同『日本古代宮都の研

究』)。

- (110) 前田晴人「倭京の実態についての一試論」前掲註(106)論文。
- (111) 熊谷公男「蝦夷の誓約」(奈良古代史談話会編『奈良古代史論集』一、一九八五)、今泉隆雄「蝦夷の朝貢と饗給」(高橋富雄編『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六)。
- (112) 『続日本紀』文武二年正月壬戌条など。
- (113) 以下の叙述は、前掲註(3)拙稿を基礎としている。

〔付記〕

本稿執筆後、山中章「古代条坊制論」(『考古学研究』一五二、一九九二)に接した。国土座標の詳細な分析から藤原京の条坊方位が左京と右京で異なることを指摘し、新城と新益京の二段階にわたって徐々に条坊が造営されたと述べる。そして、藤原京は古代都城の原形とするには全体の整合性に欠け、宮城と京城との統一性に欠ける都であったとする。条坊方位の違いを施行年代の差としてとらえるという新たな視角から、藤原京が新城の段階から比較的長期にわたって徐々に形成された都城であることを論証されたことは、本稿の結論とも一致し注目される。また、左京よりも右京の造営が先行したとの指摘は、正史において左京職の記載が先行することの作為性を考える場合、重要な論点となる。

ただ、条間路の施行と宅地内建物の建設が密接な関係にあり、条坊大路の造営と時間差を有するという重要な指摘がなされながらも、新城と新益京の条坊制の質的差異は不明確であり、本稿で考察したような条坊道路の施行、宅地班給さらには左右京職の成立、条坊呼称の成立などが条坊制の本質とどのような有機的関係にあるのかは必ずしも明らかではない。さらに、藤原京の形成過程が複雑であるとされながらも、いわゆる大藤原京論の当否については考古学的データが不十分であるとして捨象されたため、結果として都城プランについては十分な検討がされないまま岸俊男氏の復原案へと単純化されていることは問

題が残る。

また、北村優季「藤原京と平城京」(加藤稔先生還暦記念『東北文化論のた  
めの先史学歴史学論集』、今野印刷、一九九二)は、羅城門・朱雀大路・坊門・  
坊城などの比較検討から、平城京は大宝令理念の反映であるのに対して、藤原  
京は浄御原令に対応する都城とする。特に藤原京に大宝令施行の前後で二時期  
を設定するのは重要な指摘である。また同「日唐都城比較制度試論」(池田温  
編『中国礼法と日本律令制』、東方書房、一九九二)は、日唐律令制および都城  
制の比較検討から、中国都城が防御施設および住民支配の性格を有するのに対  
して、日本の都城は単なる儀礼空間だけでなく宅地班給を通じて支配者集団の  
集住地としての意義を有したとする。前者では、藤原京が大宝令理念から見て  
不備な点(羅城門・朱雀大路・坊門・坊城)を強調されるが、後者において日  
本では防御施設および住民支配の性格が希薄であるとする結論からすれば、防  
備的装飾や条坊制における内実の整備が後回しにされたことは当然であり、日  
本の支配層からすればそうした整備はあくまで副次的な問題にすぎないことに  
なる。また、支配層にとって重要なのは京内に支配層が再編・集住することに  
なるが、いわゆる大化前代から続くとされる「畿内制」固有の矛盾が不明確で  
あるため、なぜ支配層が京内に集住・再編されなければならないのかは、単に  
律令継受の問題に矮小化されてしまい、平城京も藤原京も単に中国モデルの違  
いとして説明されることになる。都城制以前の倭京の景観が持つ矛盾および前  
代とは異なる再編の原理を指摘することがより重要ではなからうか。

さらに発掘成果においては、下つ道の側溝から七世紀末における大祓の跡と  
考えられる多数の祭祀遺物が発見され、大祓の場が宮や京を囲む位置に設定さ  
れることから、大宝令以前に下つ道が岸復原案のように西京極大路として機能  
していたとする議論も提示された(檀原市教育委員会「藤原京右京五条四坊発  
掘調査記者発表資料」一九九二、和田萃「下つ道は国家的祭祀の場」八一九九  
二年七月三十一日付「京都新聞」文化欄)。しかし、大祓の祓所は平城京の  
場合には考古学的遺構としては京の内外に無数に存在し、様々な階層が場所を  
変えて何度も行なったことが推定されており、必ずしも京極のみに限定されては

いない(金子裕之「平城京と祭場」八国立歴史民俗博物館『研究報告』七、一  
九八五)。従って、下つ道が京内でも大路として機能していたことは確実に  
あるが、現状では西京極であったかどうかは祓の場所だけからは断定できな  
い。新益京内において下つ道と五条条間路が交差する「衢」としての意義を重  
視して祓の場所が設定された可能性も十分考えられる。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)

From Wa-Kyô to Fujiwara-Kyô  
—The Ritsuryô State and Castle City System—

NITÔ Atsushi

A castle city is established to realize the despotism of an Emperor (Tennô), and it is nothing other than a demonstration of the national power structure in a certain form within defensive facilities. The formation of a castle city and the establishment of the ancient state can be considered to be in a direct correlation. According to common opinion, the first Chinese style castle city was established in 694 (the 8th year of Empress Jitô) by the transfer of her capital to Fujiwara-Kyô. At present, the opinion of Mr. Toshio Kishi on the restoration of 'jôbô' (grid-map street plan of a city) is predominant. Excavation has more or less its validity for the interior of the 'Kyô' (capital). However, the discovery of precedent grid streets in the Palace area and grid streets in the outskirts of the capital have posed another question. A new hypothesis on "Greater Fujiwara-Kyô", which is based on the supposition of a larger 'jôbô' capital area than the common opinion, has been proposed. Analysis is now required on the process by which the castle city system was formed, based on the results obtained from these recent excavations.

This paper analyzes the castle city system from the angle of the requirements necessary for its establishment: which are, the Capital offices, execution of 'jôbô' system, East and West Markets, temples in the capital area, Imperial Prince's Palace, etc., and discusses the transition from Wa-Kyô to Fujiwara-Kyô, via Niiki and Shinyakuno-miyako, supposing that it has a close relation with the process of the formation of the ancient state. A palace town like Wa-Kyô showed a landscape in which palaces of princes and residences of powerful families lay scattered around the Emperor's palace, reflecting the situation in the Yamato Court, which was based on the personal relationship between the Emperor and the imperial and other powerful families. Since the capital city was based on personal domination by the Emperor, a "transfer of Palace" was required corresponding to the reorganization of the ruling structure at every change of ruler.

The characteristics of the castle city system under the Ritsuryô regime, on the other hand, were as follows: the Imperial Residence became an entity separated from other residences in the capital city, and a rank system, from imperial families and nobles down to common farmers, was realized in the form of a plan called 'Kyô' (capital city). In the capital city under the Ritsuryô regime, officials, who were separated from connections with their provincial homes, were provided with housing sites at a specified location and scale in accordance with their rank in the artificially planned space, which was laid out on a grid pattern. The capital city was a place which intentionally produced the concept of a place ruled by the Emperor, and which allowed its inhabitants to feel the identity, equality, and superiority complex of the 'kyôko' (households in the capital).